

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の 在り方に関する研究会 中間整理報告書

令和3年7月26日

経済産業省

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

（１）ＳＥＰの重要性の高まり

（２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

（１）異業種間ＳＥＰライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

（２）交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

（３）パテントプールについて

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

（５）サプライチェーン内での負担について

（参考資料１）標準化とＳＥＰ

（参考資料２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向（詳細）

本報告書の位置付け

- 近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許（S E P : Standard-Essential Patent）のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。
- 特に、あらゆる製品（モノ）がコンピュータとなり、取得・共有された情報（データ）を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間でのS E Pのライセンス取引が増加していく見込みである。このため、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。
- このような状況を踏まえ、経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室では、「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」を開催し、本分野の有識者や産業界の参画の下、S E Pのライセンス交渉を巡る国際的な情勢を整理するとともに、我が国として望ましい対応策の検討を行った。

本報告書は、上記研究会における検討結果を中間的に整理し、今後更なる検討を進める上での方向性を示したものである。

（注） 本報告書内における「委員・産業界からのご意見」は、上記研究会の出席者のご意見を記載したものであり、経済産業省の政策的立場や見解を示すものではない。

(参考) 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会

□ 開催実績（令和3年7月時点）

第1回	令和3年3月12日	標準必須特許ライセンス紛争を巡る状況について
第2回	令和3年3月25日	前回会合の振り返り、標準必須特許のライセンス交渉過程について
第3回	令和3年4月9日	前回会合までの振り返り、我が国情報産業の基盤強化に向けた取組について、標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について
第4回	令和3年5月24日	標準必須特許のライセンス交渉過程について、標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について
第5回	令和3年7月12日	中間整理について

□ 委員

林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授（座長）
平塚 三好	東京理科大学理学部 教授
平山 賢太郎	平山法律事務所 弁護士／九州大学大学院法学研究科 准教授
松永 章吾	ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所 弁護士（敬称略、五十音順）

□ 産業界

長澤 健一	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会長
森 達也	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会員
山口 博明	日本知的財産協会 常務理事
松尾 聡	日本知的財産協会
野口 茂孝	電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会特許専門委員会 副委員長
高橋 弘史	電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会特許専門委員会産構審WG 主査
別所 弘和	日本自動車工業会 知的財産部会 部会長
神谷 宏	日本自動車工業会 知的財産部会専門分科会 委員
清水 力	日本商工会議所 産業政策第一部 副部長
石井 豪	日本商工会議所 産業政策第一部 課長

□ 事務局

経済産業省 競争環境整備室／知的財産政策室

※経済産業省内関係課室（特許庁企画調査課、産業技術環境局国際電気標準課・基準認証政策課・基準認証戦略室、商務情報政策局情報産業課、製造産業局総務課・自動車課）及び内閣府知的財産戦略推進事務局も政府内のオブザーバとして出席。また、産業界からは、上記出席者の他、電子情報技術産業協会と日本自動車工業会の会員企業（傍聴を希望する社のみ）が傍聴。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

（１）ＳＥＰの重要性の高まり

（２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

（１）異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

（２）交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

（３）パテントプールについて

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

（５）サプライチェーン内での負担について

（参考資料１）標準化とＳＥＰ

（参考資料２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向（詳細）

標準規格の普及によるSEPの宣言数の増加

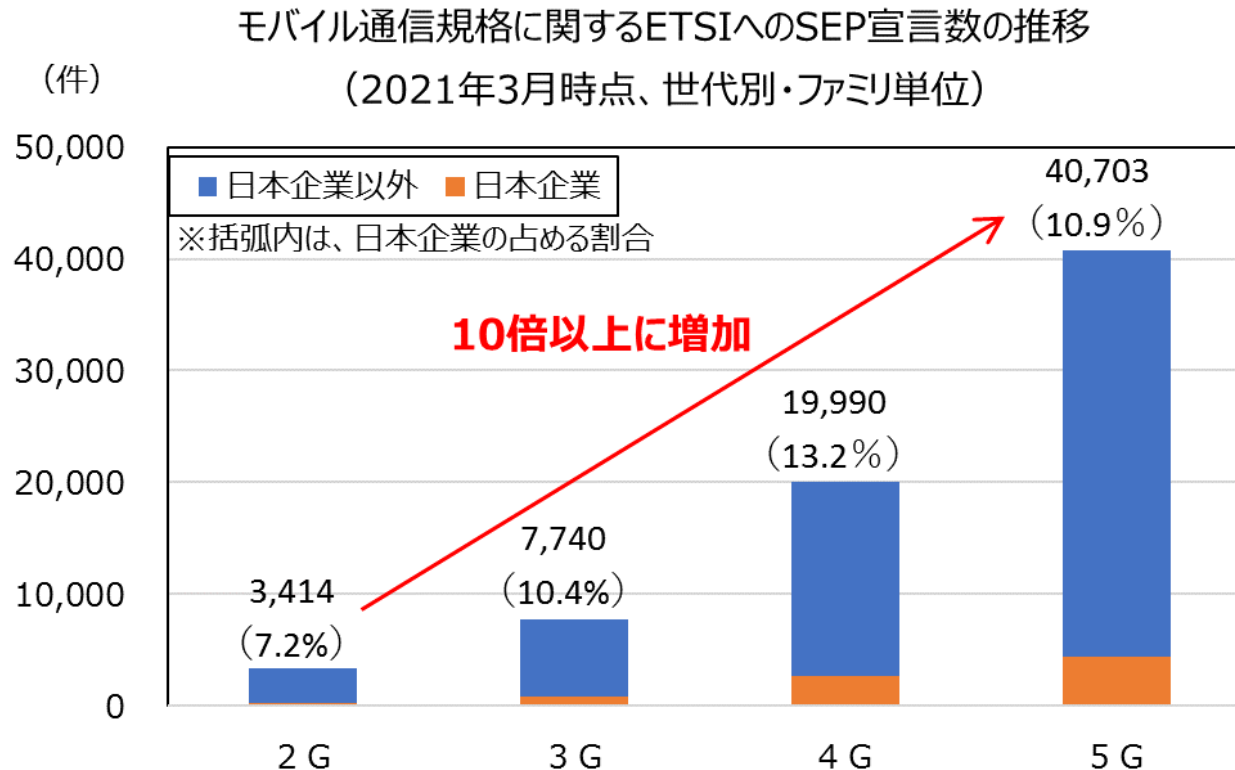
- 近年の技術の複雑化や標準規格の普及により、SEPの宣言数は増加を続けている。

【SEP宣言数（モバイル通信規格の例）】

- 3GPPで仕様が策定されたモバイル通信規格について、ETSIに対してなされたSEPの宣言数は、2Gの約3,400件から5G（※）の約40,000件（2021年3月時点）へと、増加の一途を辿っている。

※5Gは、通常の携帯端末用途を想定したRelease 15に引き続き、自動車やIoTへの用途拡大を目指した取組（Release 16、Release 17）が進展しており、今後も、SEPの宣言数は更に増加する可能性が高い。

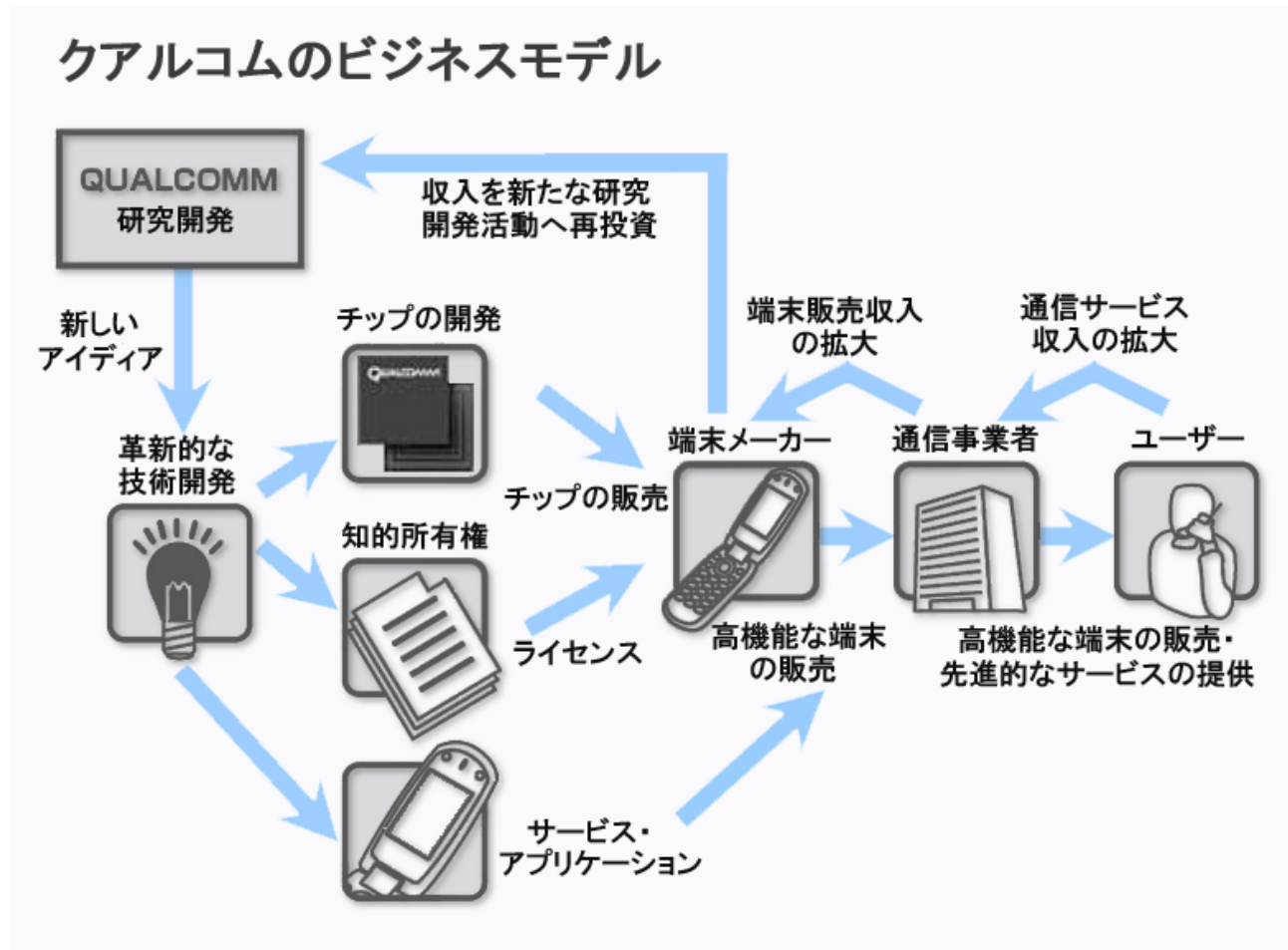
- 全宣言数に占める日本企業の割合は、概ね10%程度で推移している。



標準化活動やS E Pを核としたビジネスモデルの出現

- 標準化の重要性の高まりを背景に、「技術開発 → 標準化活動とS E Pの権利化 → ライセンス料の獲得」のサイクル等を通じて、多額の利益を上げるビジネスモデルも出現。

【例：Qualcomm（※）のビジネスモデル】



※モデムチップ等の設計・販売を行う半導体メーカー

（出典）「クアルコムがにらむ"次の10年"」—山田純社長に聞く（後編）：日本でのCDMAサービス開始10周年」（ITmedia Mobile、2008年6月16日）

隣接した業種間でのSEPライセンス（従来）

- スマートフォンや無線LAN規格に対応したノートパソコン・ゲーム機の普及により、2000年代後半より、エレクトロニクス業界内で、隣接した業種間（情報通信業界とコンピュータ業界）でのライセンスが始まった。

【無線LAN規格に対応したパソコン・ゲーム機の登場】

- IEEEにおいて無線LAN規格（Wi-Fi）に関する標準化が進められ、当該規格の通信速度等の性能が向上する中で、ノートパソコンやゲーム機、携帯電話等へのWi-Fi搭載が進展。
- これらの製品の普及に伴い、Wi-Fi関連規格のSEP権利者である情報通信機器メーカー等とノートパソコン等を製造・販売するコンピュータメーカー・半導体メーカー等の間で、ライセンス紛争が多発。



【コンピュータと電話が融合したスマートフォンの登場】

- コンピュータメーカーが、コンピュータの機能（アプリケーションをインストールして利用 等）と電話の機能を融合させたスマートフォンを開発。
- スマートフォンの世界的な普及に伴い、モバイル通信規格のSEP権利者である情報通信機器メーカー（従来より携帯電話を製造・販売してきたメーカー等）とスマートフォンを製造・販売するコンピュータメーカー等の間で、ライセンス紛争が多発。

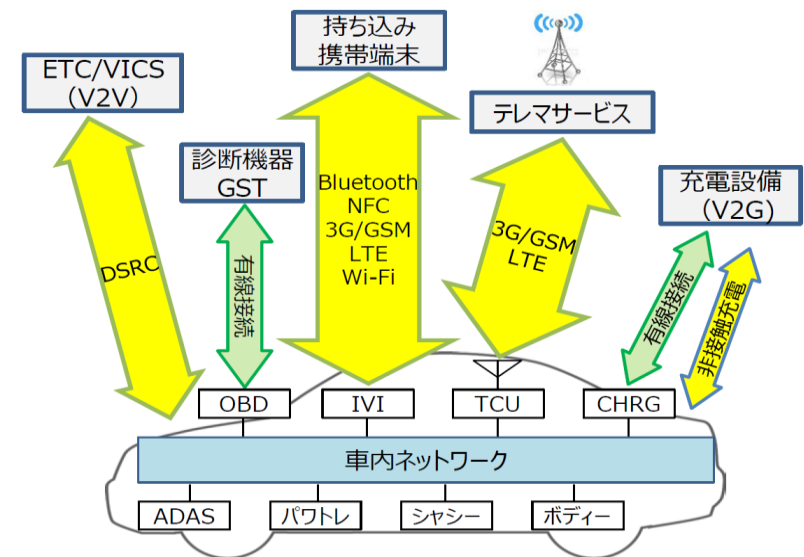


異業種間SEPライセンス（現在）

- IoT化の進展を背景として、2010年代より、モバイル通信規格のSEPに関して、エレクトロニクス業界の枠を超えた異業種間ライセンスが始まった。
- 現時点での中心は、主に情報通信分野と自動車業界の間でのライセンスであり、自動車関連企業を主たるライセンス先とするパテントプールも存在。

【自動車への外部接続機能の搭載】

- ❑ 自動車産業において、CASE（Connected、Autonomous、Shared & Service、Electric）が大きな潮流となる中、自動車と外部の接続（無線・有線）は、増加していく見込み。
- ❑ 無線通信機能については、欧州では、eCallと呼ばれる自動緊急通報システムの搭載が、新型車を対象に義務化されている。ロシアでも、ERA-GLONASSと呼ばれる同様のシステムの搭載が、新型車を対象に義務化されている。



【AVANCIの概要】

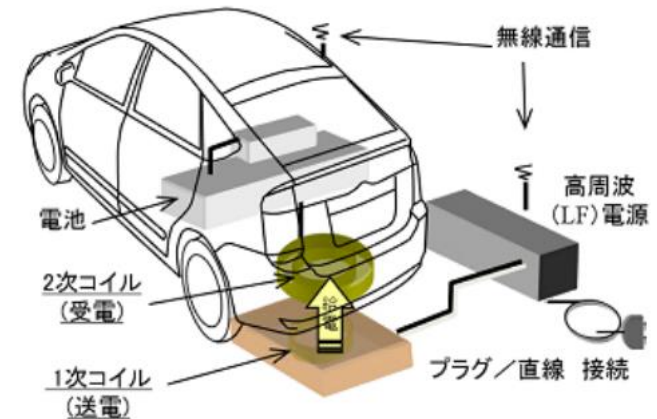
- ❑ 会員が保有する無線技術に関するSEPを、IoT関連の製品を製造・販売する企業に対して定額でライセンス。
- ❑ 当初は、コネクテッドカーやスマートメーター向けのモバイル通信規格（2G/3G/4G）のライセンスを実施。その後、他のIoT製品分野にもサービスを拡大する予定としている。
※米国の司法省は、AVANCIの5G関連SEPプラットフォームについて、競争を阻害する恐れはないと結論付けるビジネスレビューを発出（2020年7月）。
- ❑ 会員（権利者）は41社、ライセンス先（実施者）は15社（2021年6月末時点）とされている。

異業種間SEPライセンス（今後）

- IoT化の更なる進展により、今後、自動車に限らず、多様な産業製品に電気電子・情報通信分野を中心とした標準規格の利用が拡大していく見込み。

【ワイヤレス電力伝送（WPT）システム】

- ❑ 電力を無線で送受電することで迅速な充電を可能とするシステム。
- ❑ 電気自動車の充電用WPTシステムについては、既にIEC標準が存在。デジタル家電やセンサーネットワーク・産業機器等の充電用WPTシステムの標準化についても、検討が進められている。
- ❑ 権利者は、電力・情報通信系企業が中心と想定されるが、異なる分野（繊維、印刷 等）の企業も権利者となる可能性もある。
- ❑ 実施者は、自動車、建設、介護等、幅広い分野の企業が想定。



（出典）ブロードバンドワイヤレスフォーラムHP

【トラステッドコンピューティング】

- ❑ 安全な情報処理環境を実現するための技術。
- ❑ 標準化機関TCG（Trusted Computer Group）が策定したセキュリティチップの仕様（TPM：Trusted Platform Module）はISO/IEC標準となっており、パソコンや通信機器等の製品で利用。近年、TCGが自動車向けのTPM仕様を策定するなど、今後、自動車をはじめとする多様な産業分野への適用範囲拡大が見込まれる。
- ❑ 権利者は、コンピュータ・ソフトウェア・半導体関係の企業が中心と想定。
- ❑ 実施者は、多様な産業分野の企業が想定。

自動車向けのTPM仕様（※）の機能例

- ECU（電子制御ユニット）で用いられているファームウェア／ソフトウェアの完全性検査を行い、報告
- ECUで用いられる暗号鍵を生成、収納、管理
- ECUの完全性の認証と保証
- ECUに用いられるファームウェア／ソフトウェアのセキュアな更新
- ECU内情報の書き戻しを防ぎ、記憶装置を安全に管理

※ TCG TPM 2.0 Automotive Thin Profile

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

(1) S E Pの重要性の高まり

(2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

(1) 異業種間 S E Pライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

(3) パテントプールについて

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

(5) サプライチェーン内での負担について

(参考資料1) 標準化と S E P

(参考資料2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

SEPライセンスを巡る課題

- SEPライセンスを巡る課題には、実施者から見た課題（ホールドアップ）と権利者から見た課題（ホールドアウト）の双方が存在。
- ホールドアップは、実施者による標準規格の採用やそれにより実現される可能性のあるイノベーションを妨げる恐れがある一方、ホールドアウトは、標準規格の策定・普及やそのために必要となる技術開発といったイノベーションの基盤作りを妨げる恐れがある。
- いずれの場合にも、イノベーションが阻害され、本来得られるはずの消費者便益の低下に繋がる恐れがある。

【SEPライセンスを巡る課題】

ホールドアップ（実施者から見た課題）

SEPは、標準規格を採用した製品を製造する際に必ず使用しなければならないため、**実施者にはSEPを使用しないという選択肢が無い。**

また、権利者は、侵害被疑製品を詳細に分析する必要がないため、**特許権の侵害を主張することが容易。**



侵害しているSEPが1件であったとしても、差止めを受ければ、標準規格を採用した当該製品を販売できなくなる。このため、**実施者は、通常の特許と比べて不利な条件を受け入れざるを得なくなる恐れ**がある。

ホールドアウト（権利者から見た課題）

権利者には、FRAND宣言に基づき、**合理的・非差別的な条件でのライセンスが求められる。**
当該条件を満たしていないと判断された場合、権利行使が認められない可能性が高い。



権利行使が認められにくいと考えた実施者が、ライセンス交渉に誠実に対応しない恐れがある。
このため、**権利者は、標準規格の策定やそのための技術開発に費やした費用を回収できなくなる恐れ**がある。

年代別の紛争及び政策動向①

【2000年代の主要動向】

- ❑ 公的な国際標準化機関（ITU、ISO、IEC）が、共通のIPRポリシーを策定。SEPに基づく権利行使の前提として、標準化機関へのFRAND宣言が必要になるとの考え方が定着。
- ❑ 各国において、モデムチップ等を設計・販売するQualcommと携帯端末メーカー間のライセンス紛争が発生。

【2010年代前半の主要動向】

- ❑ スマートフォンや無線LAN規格に対応したノートパソコン・ゲーム機の普及により、エレクトロニクス業界内での異業種間ライセンス紛争（情報通信業界とコンピュータ業界）が本格化。
- ❑ FRANDなライセンス料には、複数の算定方法があり得るという方向性が判決を通じて示された。
- ❑ 国内でも、SEPに基づく差止請求・損害賠償請求訴訟に関する判決が出された。

【2010年代後半の主要動向（政策、標準化機関）】

- ❑ 各国政府が、多数の政策文書（競争法ガイドラインを含む）を発出。
- ❑ 主要な標準化機関がIPRポリシー等を改訂。

年代別の紛争及び政策動向②

【2010年代後半の主要動向（裁判、当局の措置）】

- ❑ 欧州では、ドイツを中心に S E P 関連裁判が増加傾向となった。ドイツでは、外国訴訟差止命令（A S I : Anti-Suit Injunction）※請求に対する差止命令（A A S I : Anti-Anti-Suit Injunction）を同国で初めて発出。
※外国の裁判所において訴訟を開始又は継続することを禁止する命令。
- ❑ 欧州司法裁判所がHuawei対ZTE事件の予備的判決において、S E Pに基づく差止請求訴訟が競争法違反に該当しない場合の判断基準として、当事者間の誠実な S E P ライセンス交渉の枠組みを提示し、世界的に注目を集めた。同予備的判決は、E U 各国の裁判所の判断も拘束するため、これ以降、欧州の S E P 差止請求訴訟では、当該枠組みを参照しながら、誠実交渉義務に関する検討が行われることとなった。
- ❑ I o T 化の進展を背景として、エレクトロニクス業界の枠を超えた異業種間ライセンス（主に、情報通信業界と自動車業界）に関する訴訟が始まる。
- ❑ 競争法違反により、中国・韓国の競争当局がQualcommに対して制裁金を賦課。

<参考> 欧州連合司法裁判所の予備的判決に基づく誠実な S E P ライセンス交渉の枠組み

1. S E P 権利者が、被疑侵害者に対して、裁判所に訴えを提起する前に警告を行い
2. 被疑侵害者が、F R A N D 条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明し
3. S E P 権利者が、具体的なライセンス条件を提示し
4. 被疑侵害者が、S E P 権利者からの申し出を拒絶する場合には対案を提示する
5. 当事者間でライセンス交渉が合意しなかった場合には、ライセンス料等の決定を裁判所等に求めることができる

年代別の紛争及び政策動向③

【2020年以降の主要動向（政策）】

- ❑ 各国政府が多数の政策文書（競争法ガイドラインを含む）を発出。
- ❑ 欧州では、ライセンスにおける透明性と予見可能性を重視する方向性が示された。また、欧州委員会は、「標準必須特許の新たな枠組み」に関するイニシアチブ※として、SEPライセンスが透明性・予見可能性・効率性を欠いていることを踏まえ、公正でバランスの取れたライセンスの枠組みを構築する計画を発表した。

※本イニシアチブは、立法措置と非立法措置を組み合わせる可能性があるとしており、行為の種類は規則の提案（Proposal for a regulation）とされている。
また、今後、ロードマップの作成、パブリック・コンサルテーション（2021年第3四半期）、規則の提案に関する欧州委員会の採択（2022年第4四半期）等が行われる予定とされている。

ドイツ連邦議会及び連邦参議院は、改正特許法案（個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により差止請求権が制限される場合がある旨等を追加）を可決。今後、大統領による署名を経て公布・施行される予定。

- ❑ 米国では、司法省が、AVANCIの5G関連SEPプラットフォームについて、競争を阻害する恐れはないと結論付けるとともに、SEPに基づく差止請求権は失われていないこと、合理的なライセンス料の算定には複数の方法があり得ること等を明示。

政権交代後に発出された「米国経済の競争促進のための大統領令」において、特許権の範囲を超えた市場支配力の反競争的な拡大の可能性を回避し、標準策定プロセスの濫用を防止するため、過去のSEPに関する政策声明の改訂の検討を含めて、知的財産法と競争法の交錯領域に関する考え方の見直しを検討することとされた。

- ❑ 中国では、当局が競争法違反判定の際の考慮基準を示すとともに、裁判所がケース分析を公表。

知的財産分野に限らない動きとして、外国からの制裁に対する中国の対抗措置を定めた「反外国制裁法」が成立・施行。

年代別の紛争及び政策動向④

【2020年以降の主要動向（裁判）】

- ❑ エレクトロニクス業界の枠を超えた異業種間ライセンス紛争（主に、情報通信業界と自動車業界）が本格化。
- ❑ 異業種間でサプライチェーン内でのライセンス先が争点となっていることや、欧州司法裁判所の予備的判決（CJEU判決）に基づく誠実交渉の枠組みに相当程度解釈の余地があるという状況下において、ドイツ地裁は、①License to Allの義務の有無と、②当該判決の要件の具体化に関する欧州司法裁判所への質問付託を決定していたが、当事者間での和解により取り下げられた。
- ❑ 英国最高裁は、CJEU判決の枠組みには、状況に応じた柔軟性が組み込まれていると判示。ドイツ最高裁も、当該枠組みに則って検討を行いつつ、支配的地位の濫用に当たる行為は状況によって変わり得ると判示（当該判決をガイドラインと表現）。
- ❑ 国際的な裁判管轄に係る裁判例（一国の裁判所によるF R A N Dなグローバルライセンス条件の決定、外国訴訟差止命令（A S I）や、A A S I（Anti- A S I）等）が増加。
- ❑ 米国の反トラスト訴訟（控訴審）で、最終製品メーカーに対してのみライセンスする方針には競争法上の問題はない（契約・特許法に基づいて判断されるべきもの）と判示。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

（１）ＳＥＰの重要性の高まり

（２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

（１）異業種間ＳＥＰライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

（２）交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

（３）パテントプールについて

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

（５）サプライチェーン内での負担について

（参考資料１）標準化とＳＥＰ

（参考資料２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向（詳細）

本研究会における検討事項

- (1) 世界的な異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について
- (2) ライセンス先とライセンス条件の在り方について当事者間の主張に大きな隔たりがある中、交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について
- (3) パテントプールについて
- (4) 複数企業による共同ライセンス交渉について
- (5) サプライチェーン内での負担について

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

(1) S E Pの重要性の高まり

(2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

(1) 異業種間 S E Pライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

(3) パテントプールについて

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

(5) サプライチェーン内での負担について

(参考資料 1) 標準化と S E P

(参考資料 2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

委員・産業界からのご意見／今後の検討の方向性

【委員・産業界からのご意見】

- 今後、日本の産業全体に影響を及ぼす可能性がある。日本の産業の実情を踏まえて、国益を考慮した検討が必要になる。
- ライセンス交渉の主体は、大企業ばかりではない。中小企業に配慮した取引環境が必要。
- 欧州を中心とした実施者に厳しい判決の増加に加え、海外において外国訴訟差止命令や当該命令の申立てに対する差止命令なども頻発しており、海外動向を認識して交渉に臨む必要性が高まっている。
- 海外同様、裁判と政策文書の双方を通じた我が国としての発信を強化する必要がある。
- 日本企業がイノベーションを起こし、産業の発展に繋げるための取組を行う必要がある。日本企業も S E P を取れるチャンスは増加している。
- ポスト 5 G の競争力強化に向けた研究開発は重要である一方、ライセンス紛争への対応は急務。
- Willing licensee への差止めは認められるべきでない。

【今後の検討の方向性】

- 今後も異業種間の S E P 紛争の増加が見込まれる中、我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれるリスクにさらされている。政府としても、研究開発の支援のみならず、我が国産業の発展に繋げる観点からライセンス紛争への対応策を検討し、その結果を対外的に発信していく。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

(1) S E Pの重要性の高まり

(2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

(1) 異業種間 S E Pライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

(3) パテントプールについて

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

(5) サプライチェーン内での負担について

(参考資料1) 標準化と S E P

(参考資料2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

SEPライセンスにおける主な論点

- SEPライセンスにおける主な論点は、国際的な裁判管轄に係るものを除くと、いずれもF R A N D条件（合理的・非差別的）を満たしているか否かに関するもの（当該条件を満たすか否かによって、SEPに基づく権利行使の可否が決まるため）。
- 具体的には、F R A N D条件を満たす①ライセンス先の在り方、②ライセンス条件の在り方、③ライセンス交渉過程の在り方の3つに分けられる。

【SEPライセンスにおける3つの論点】

① ライセンス先の在り方

権利者は、標準規格を採用した製品のサプライチェーンから、ライセンス契約の相手方を選択できるか否か。

② ライセンス条件の在り方

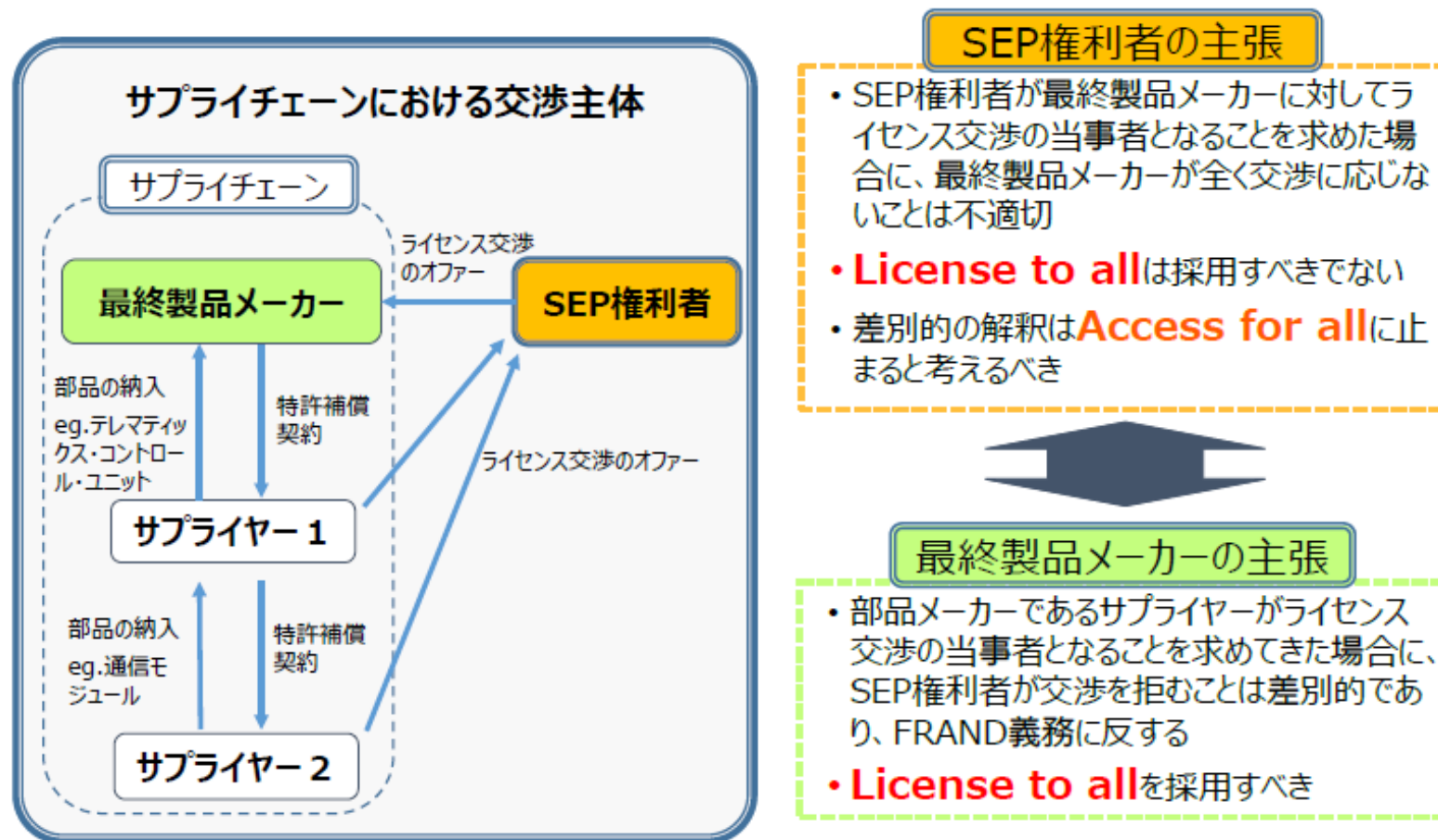
合理的・非差別的なライセンス条件は、どのような方法で決定されるのか（ライセンス料の算定方法 等）。

③ ライセンス交渉過程の在り方

ライセンス交渉の各段階において、当事者（権利者、実施者）には、どのような対応が求められるか。

①ライセンス先の在り方

- 業界慣行の違いもあり、異業種の権利者・実施者間で主張が対立。
- サプライヤーからの求めに応じて、SEP権利者が当該サプライヤーに優先的にライセンスする義務（License to Allの義務）が存在するか否か、という点について、ドイツ地裁が欧州司法裁判所への質問付託を決定していたが、当事者間での和解により取り下げられた。



(参考)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- ライセンス交渉の主体のレベルは、個々のケースごとに決定するものであるが、特許権者は、ライセンスを管理しやすくする等の観点から、最終製品メーカーとライセンス契約を締結することを望む傾向。

他方、最終製品メーカーは、当該部品等について最も技術的な知見を有するサプライヤーがライセンス契約の当事者となることを望む傾向。この傾向は、特に、ライセンス料の支払いについては、サプライヤーが責任を負う旨の特許補償契約を受け入れることが慣行となっている業界で強く見られる。

- 最終製品メーカーの中には、部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、特許権者が交渉を拒むことは差別的であり、FRAND義務に反するとの意見が見られる。

一方で、特許権者が最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、最終製品メーカーが全く交渉に応じないことは不適切だという意見もある。

- 特許発明の本質的な部分が、サプライヤーの供給する部品に閉じている場合は、サプライヤーがライセンス交渉の主体となることが適切であるという意見がある一方、特許発明の本質的な部分が最終製品に貢献している場合は、最終製品メーカーがライセンス交渉の主体となることが適切であるという意見もある。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」Ⅱ.B.2)

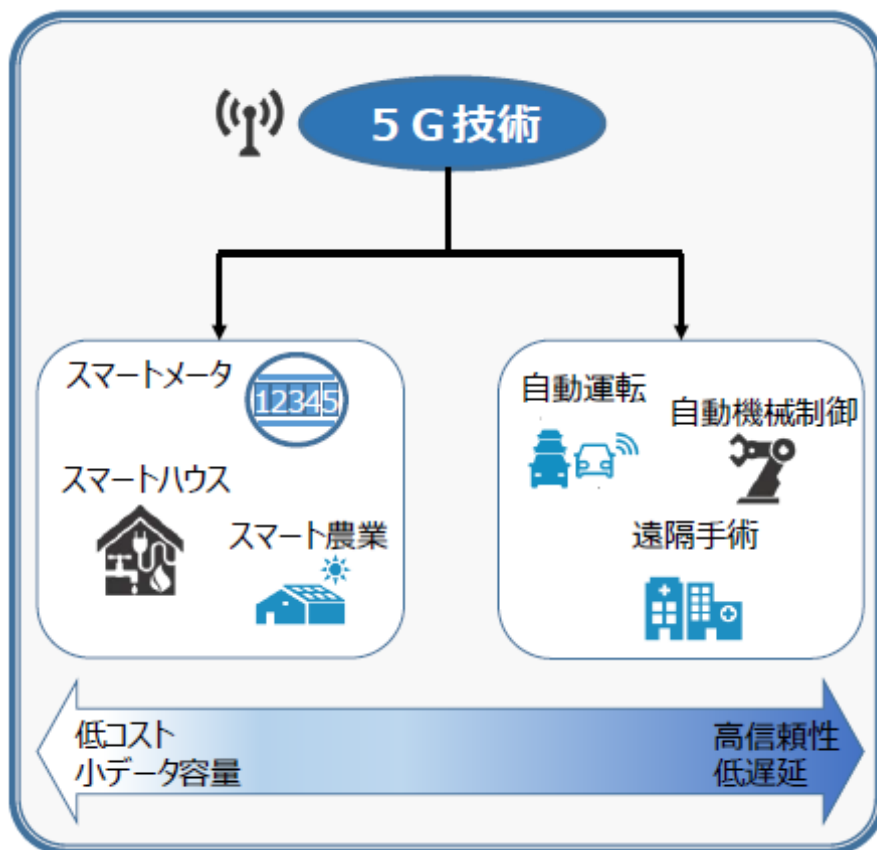
(参考)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- 製品販売後に、特許権者からライセンス料を要求された場合に、サプライチェーン内でどう分担するかが問題となることがある。
- ライセンス料の支払いをサプライヤーが負う旨の特許補償契約が締結されている場合、仮に最終製品メーカーが主体となって交渉したライセンス料が、部品価格に比べ過大であっても、サプライヤーは負担を求められる可能性。
- こうした事態を避けるため、SEPを対象から除いている特許補償契約もある。また、サプライヤーが過大な負担を負うことを避けるよう、特許権の請求範囲の発明の本質部分に応じて、サプライチェーン内のライセンス料の配分を決めるべきとの意見もある。
- サプライヤーがライセンス交渉に関与する機会を与えられなかった場合には、サプライヤーはライセンス料を負担する責任はない旨の条項を、特許補償契約に盛り込むことが合理的という意見がある。さらに、サプライヤーは部品価格に応じた相当額以上を負担する責任を負わない旨の条項を、あらかじめ盛り込むことが合理的という意見、サプライヤーにライセンス料を負担させるのであれば、部品価格をSEPの技術的価値を反映した額にすることが妥当であるという意見もある。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」Ⅱ.B.2)

②ライセンス条件の在り方（非差別的）

- 同じ標準技術であっても、その用途に応じて異なるライセンス料等を適用することが、非差別的といえるか否か、という点について、権利者・実施者間で主張が対立。
- サプライヤーがライセンスを受ける場合には、最終製品に応じたライセンス料等の適用は困難であるとの見解もあり、ライセンス先や合理的なライセンス料の在り方に関する論点とも関係。



SEP権利者の主張

同一の標準技術であっても、最終製品における技術の使われ方が異なれば、ロイヤリティの料率や額が異なるべき
(use-based license)



実施者の主張

同一の標準技術であれば、その技術の使用の手段や程度にかかわらず、同一のライセンスの料率や額が適用されるべき

(参考)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

使途が異なる場合のロイヤルティ

- 情報通信技術の分野においては、同一の標準技術を搭載している製品であっても、その技術の機能（例：高速大容量、低遅延）を最大限活用している製品と、その技術の一部を利用しているに過ぎない製品との間で、特許権者がロイヤルティに差を設けることは、差別的ではないとする見解がある。

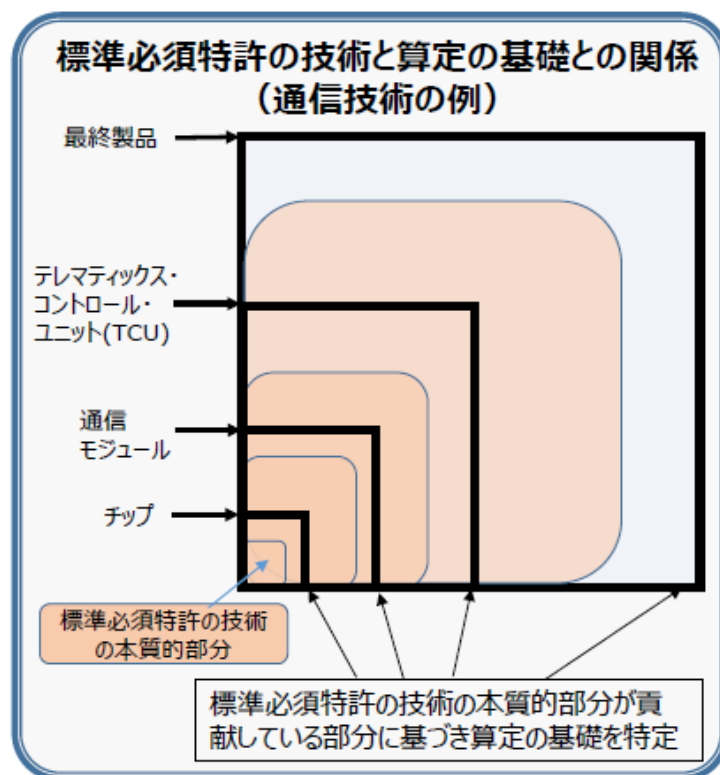
他方、実施者からは、同一の標準技術であれば、その技術の使用の手段や程度にかかわらず、同一のライセンスの料率や額が適用されるべきであり、技術の使用の手段によって異なる料率や額を認めれば、川下企業が生み出した価値を特許権者に配分することにつながり、「ex ante」の考え方に反することになるとの見解がある。

- サプライヤーがSSPPUの考え方に基づきライセンスを受ける場合は、供給した部品の用途が分からないため、最終製品により異なるロイヤルティを適用することは困難だとする見解もある。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」Ⅲ.B)

②ライセンス条件の在り方（合理的）

- 合理的なライセンス料の算定基礎として、標準規格が採用される最終製品全体の価格と、当該規格の技術が貢献していると考えられる部品（最小販売可能特許実施単位）の価格のいずれを採用すべきか、という点について、権利者・実施者間で主張が対立。
- S E P の技術の本質的部分が貢献している部分に基づき算定基礎を特定するという共通認識はある一方、過去の裁判例等では、合理的なライセンス料の算定方法は1つではなく、複数の方法があり得るという考え方が一般的。



SEP権利者の主張

市場全体価値 (EMV)

Entire Market Value

- SEPの技術が最終製品全体の機能に貢献し、製品に対する需要を牽引していると考えられる場合に採用され、最終製品全体の価格が算定の基礎となるという考え方



実施者の主張

最小販売可能特許実施単位 (SSPPU)

Smallest Salable Patent Practicing Unit

- SEPの技術が最小販売可能特許実施単位である部品のみで使われているのであれば、SEPが貢献していると考えられる当該部品の価格が算定の基礎となるという考え方

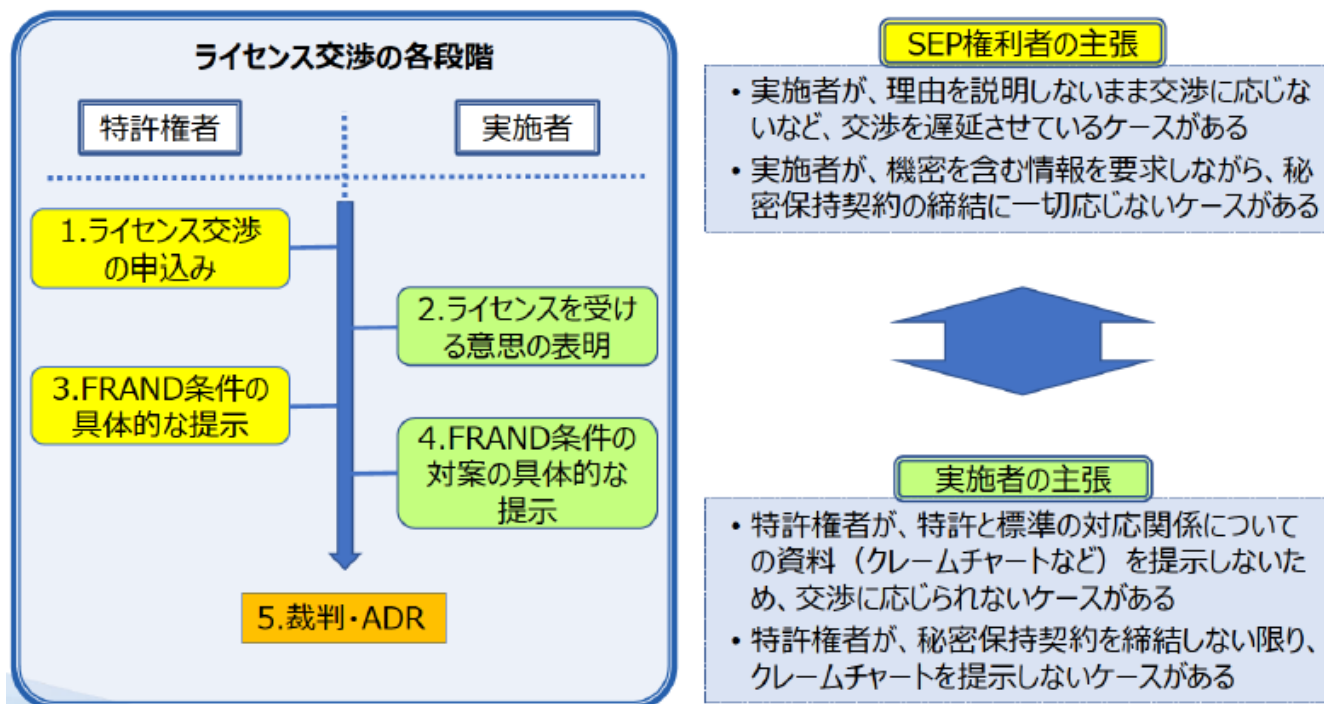
(参考)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- SSPPUとEMVのいずれの考え方も、SEPの技術の本質的部分が貢献している部分に基づいて算定の基礎を特定しようとする点では共通。SSPPUやEMVのいずれかが唯一の算定の基礎というわけではない。
- SEPの技術の本質的部分が、チップよりも大きいデバイスの機能を動作させるものであり、チップそれ自体を超えてデバイスの機能に貢献をしている場合、チップの価格をSSPPUとして算定の基礎に用いることは、SEPの技術がもたらす真の価値を反映することにはならないという意見がある。
他方、SEPの技術の本質的部分の貢献が、チップ自体に閉じており、当該チップが独立して客観的な市場価値を有している場合は、チップの価格は算定の基礎として適切であるという意見がある。
- SEPの技術の本質的部分がチップを超える場合であっても、SSPPUは、SEPの技術が製品のどの部分まで貢献しているかを、積み上げ的に精緻に分析する上で、議論の出発点として有効であるとの意見がある。
他方、EMVを議論の出発点としつつ、標準規格に係る全てのSEPが最終製品に貢献している割合を乗じることにより、算定の基礎とする考え方も存在。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」Ⅲ.A.2)

③ライセンス交渉過程の在り方

- F R A N D 条件で誠実にライセンスを受ける意思を有する実施者（willing licensee）に対しては、権利者による S E P に基づく差止請求権の行使が制限されるという考え方が一般的。
- 誠実な交渉態度については、当事者（権利者・実施者）双方がライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理した欧州司法裁判所の予備的判決（CJEU判決）に基づく枠組みが有用とされている。その一方で、
 - CJEU判決には、当事者が提供すべき情報等が具体的に示されていないため、解釈の余地が大きく、当該判決の要件の具体化について、ドイツ地裁が欧州司法裁判所への質問付託を決定していたが、当事者間での和解により取り下げられた。
 - 英国最高裁は、CJEU判決の枠組みには状況に応じた柔軟性が組み込まれていると判示。ドイツ最高裁も、当該枠組みに則って検討を行いつつ、支配的地位の濫用に当たる行為は状況によって変わり得るとしている（ガイドラインと表現）など、具体的・明確な規律・ルールとはなっている訳ではない。



(参考)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- 特許権侵害があれば、特許権者は、原則、差止請求権を行使することができます。しかし、実施者がFRAND条件で誠実にライセンスを受ける意思を有する場合については、各国の裁判所は、FRAND宣言されたSEPの保有者による差止請求権の行使を認めることに制限を加えている点で概ね一致しています。

(中略)
- では、誠実な交渉態度とは何か。ライセンス交渉の進め方は、当事者間で個々のケースごとに、特許が実施されている国の法律や裁判例などを考慮して判断される必要がありますが、特に注目されているのが、Huawei対ZTE事件における2015年の欧州司法裁判所の決定です。そこでは、特許権者と実施者それぞれがライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理し、両当事者間の誠実な交渉の枠組みを示しました。
この枠組みは、欧州における競争法の観点から交渉のルールを詳述したものであり、各国の裁判所の判断が必ずしもこの枠組みに基づいて行われるものではありません。しかし、この枠組みは、FRAND宣言されたSEPの交渉ルールを規定する法的根拠に関する各国間の違いにかかわらず、特許権者がFRANDに基づく義務を満たし、実施者が差止めを受けるリスクを最小化するような、誠実な交渉を促進する考え方として有用であると考えられています。
- 他方、この枠組みには、各交渉の段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間などが具体的に示されていません。詳細が定められていないことがむしろ交渉の柔軟性を高めているという声もある一方で、ライセンス交渉の予見可能性を低くしているとの声も聞かれます。

ライセンス交渉過程に関する明確なルールが存在しないことによる問題点

- ライセンス交渉過程（国内のみならずグローバルでの交渉を想定）に関する明確なルールが存在せず、予見可能性・透明性が低いことにより、交渉の当事者にとっては、以下の問題が存在。

【SEPライセンス交渉の当事者から見た問題点】

- 【1】 異業種間ライセンスが増加していく中、交渉過程に対する予見可能性が低いことは、多様な産業の企業（特に、対象の標準規格・技術に知見の無い企業や中小企業）にとって大きな事業リスクとなる。
- 【2】 明確なルールがないため、裁判結果に対する予見可能性が低く、裁判自体も大きな負担となる。
- 【3】 競争法（独禁法）の公的な執行による対処の可能性もあるが、同法は原則として違反行為が行われた後に、当該行為の排除に必要な措置を命じる仕組みであるため、不透明性の改善（情報提供等）を目的とした執行は困難。また、個々の紛争に個別の審査で対応するには、そもそも限界もある。
- 【4】 加えて、権利行使を行う側から見ても、明確なルールがないため、裁判結果に対する予見可能性は低く（※1）、交渉の相手方から不誠実な対応を受けた場合（※2）であっても、権利行使が認められない恐れがある。
このような状況下で、正当な対価を回収できない場合、標準化や研究開発の継続が困難となる恐れがある。

※1：国内については、先例が5年以上前の1件のみであり、最新の海外動向がどう反映されるのか予測が難しい面もある。

※2：異業種間ライセンスの増加に伴い、交渉に不慣れな実施者が増えれば、意図的ではなくても、適切な対応が行われない場合も想定される。

ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的

- ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的は、以下の3点。

【ライセンス交渉過程のルールを設定することの目的】

- 【1】 国際的なS E Pポートフォリオの異業種間ライセンス交渉が増加していく中で、我が国企業の交渉態度が不誠実と受け取られ、差止めのリスクに晒されることや当該リスクを踏まえて不利な条件を受け入れざるを得なくなること、または、権利行使が制限されて正当な対価を回収できなくなることを避けるため、実効性のある形で交渉の透明性・予見可能性を向上させること。（国内外）
- 【2】 国内でのS E Pの権利行使に関して、将来的に日本で裁判が行われる場合に備えて、裁判結果に対する予見可能性を向上させること。（国内）
- 【3】 透明性・予見可能性を高める交渉の在り方を発信し、国際的なルール形成を主導すること。（国外）

委員・産業界からのご意見（総論①）

- ライセンス取引環境の適正化に向けては、透明性確保、予見可能性向上、情報格差是正が重要ではないか。交渉過程の透明化・公正化に向けて、競争法を補完する事前ルールが必要ではないか。
- ライセンス紛争が長引くと、権利者・実施者双方が困ることになり、その結果として産業が停滞してしまう。産業が停滞しないために、適正なライセンス取引環境を整備することが必要。そのためには、権利者・実施者双方が、ライセンス交渉の透明性を確保するためのルールに従うという義務を負うべき。
- 交渉過程のルールについて、政府は迅速に検討を進め、策定したルールを発信すべき。
- 裁判は海外で起きており、国際的な紛争に対して日本のルールが助けになるのか、国際的な紛争に対して実効性があるのか、を考える必要がある。
- グローバルルールは状況に応じて変化するものであり、1つではない。日本に訴訟がないからといって、ルールが不要とは言えない。海外主導でルールメイキングが進められている中、日本が交渉過程の透明性を高めるルールを発信することには意義がある。日本の動向は海外も注視しており、日本がルールを打ち出せば海外から参照される可能性がある。
- F R A N D 宣言がなされた S E P の紛争は、差止めの制限を検討しても良いくらいの問題であるため、情報提供のルール化は自然な流れ。
- 交渉対象の国際特許ポートフォリオが日本特許を含む場合に、ルール違反に対して行政措置を行うような仕組みがあれば、国際的な紛争や海外交渉に対しても、ルールの実効性を担保できる。
- 交渉過程のルールの遵守状況が、裁判所で考慮されれば、交渉の予見可能性がより高まる。

委員・産業界からのご意見（総論②）

- F R A N D宣言がなされたS E Pに基づく差止請求権の行使の可否は、権利者・実施者双方による誠実交渉義務の履行状況に依る。交渉過程のルールを策定することで、誠実交渉義務に関するセーフハーバーを提供できるのではないかな。
- 交渉過程のルールの検討に際しては、国際的な動向を踏まえることも重要。一方で、海外の裁判は、地政学的な背景等も孕むことに留意し、慎重に取り込むべき。また、我が国産業の実態と国益を考慮しつつ、透明性や公正性が確保されたものとなることが重要。
- ルール化の際には、権利者・実施者双方のバランスを取ることが重要。
- 中小企業にとって、ライセンス交渉過程の予見可能性を高めるような仕組みが必要。
- ライセンス交渉について、様々な立場・意見がある中、本研究会でそれらを言語化して示したことは大きな成果。

委員・産業界からのご意見（ルール設定の手段①）

- 交渉過程の透明化・公正化のため、競争法を補完する事前ルールが必要ではないか。
- 交渉の予見可能性を高めるため、交渉過程のルールの遵守状況が、裁判所で考慮される仕組みがあると良い。
- 国際的な紛争や海外交渉に対しても、ルールの実効性を担保するため、交渉対象の国際特許ポートフォリオが日本特許を含む場合に、ルール違反に対して行政措置を行うような仕組みがあると良い。
- 権利者が十分な情報提供を行わないまま差止訴訟をちらつかせる場合がある。これを防ぐ上では、デジタルプラットフォーム取引透明化法と類似のアプローチが望ましい。その際、実施者の交渉態度に求める内容については要検討。
- デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象であるデジタルプラットフォーム取引とS E P ライセンス交渉では、当事者と対象物が異なっており、後者は私的自治に委ねる方が適しているのではないか。
- 法制化と指針等の発信の2本立ての検討が重要。その際、実施者が遅延戦術を取る可能性にも留意して、権利者・実施者のバランスを取ることが重要。
- 法制化と指針策定ともに検討すべきであるが、法的な事前規制については、事業者間の自由な交渉を委縮させるほど広範な事前規制を定めてしまうと、私的自治の原則に反する可能性がある。このため、ルールの実効性を確保するために当事者に対して行う処分等の内容については要検討。
- 私的自治が機能しない場合には、行政の介入が正当化される。デジタルプラットフォーム取引では、巨大なデジタルプラットフォームとその利用者の間に大きな格差があるという状況を踏まえ、行政の介入が行われている。S E P 交渉でも、権利者と実施者の間に情報格差が存在することは厳然たる事実であり、格差があるという点はデジタルプラットフォーム取引と共通している。ルール化の際には、この情報格差をどう解決するのか、そのために行政の事前介入がどの程度必要なのかを検討すべき。

委員・産業界からのご意見（ルール設定の手段②）

- S E P 紛争は国際的な紛争であるため、日本固有の制度として一律のルールを作成するよりも、企業の対応力の向上をサポートするという施策の方が現実的ではないか。その観点で、権利者・実施者双方の立場からどのような振る舞いが誠実交渉義務を果たしていると評価される方向に働くのかという観点で実務実態を整理した特許庁のライセンス交渉手引きの更新が素直ではないか。
- 特許庁のライセンス交渉手引きと交渉ルールの検討は、両立し得る。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、様々な情報を含んだ画期的なものであるため、更新に賛成だが、現時点では両論併記の内容に留まっている。このため、どのような行為が誠実となるのかという点を中心に、政府としてより踏み込んだルールを発信すべきではないか。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容であるため、今後、I o T 等の事業に取り組むベンチャー企業や中小企業が増えていくことを踏まえると、交渉の予見可能性を確保する観点からは十分ではなく、より踏み込んだルールが必要。また、ライセンス交渉手引きには、海外での一方的な判決に基づく内容も含まれている。
- 特許庁のライセンス交渉手引きは、両論併記の内容に留まっているが故に、裁判官からすると活用の仕方が悩ましい。このため、今後策定するルールについては、一定の方向性を指し示すものが望ましい。
- 意見は様々だが、議論を続けることは有益。本研究会の成果により検討の土台が出来たと思う。

委員・産業界からのご意見（その他個別の論点①）

● 侵害の証拠の提示

- 少なくとも、クレームチャート等の情報提供を求めるルール整備は必要。一方で、対象の S E P が多数ある場合に、全 S E P のクレームチャートの提供を求めることは実務上は現実的ではなく、特許件数が多いという S E P の特殊事情も考慮すべき。
- 欧州委員会専門家グループ報告書・提案 5 1（特許リストの S E P（ポートフォリオが大きい場合は十分な数の代表 S E P）について概括的（high level）なクレームチャートを（先に N D A を締結するよう求めることなく）提供すべき）に賛成。これに沿った形でルールが出来ると良い。
- 許諾対象の特許を明示してリスト化すべき。
- 拳証責任の原則に基づき、element by element で対比したクレームチャートの提供は必須とすべき。
- C J E U 判決の枠組みは、交渉プロセスを監視するものであり、絶対的な基準がある訳ではないため、権利者の義務を上げると、それに連動して実施者の義務も上がっていくという点に留意が必要。

例えば、詳細なクレームチャートの提供を権利者に求めた場合、実施者はより短期間で応答しなければ遅延戦術と評価されるリスクも出てくる。欧州委員会専門家グループでも、交渉の当事者双方の義務が議論されているが、日本でも同様に、当事者双方に関する検討が必要。

委員・産業界からのご意見（その他個別の論点②）

● 秘密保持契約（N D A）の締結

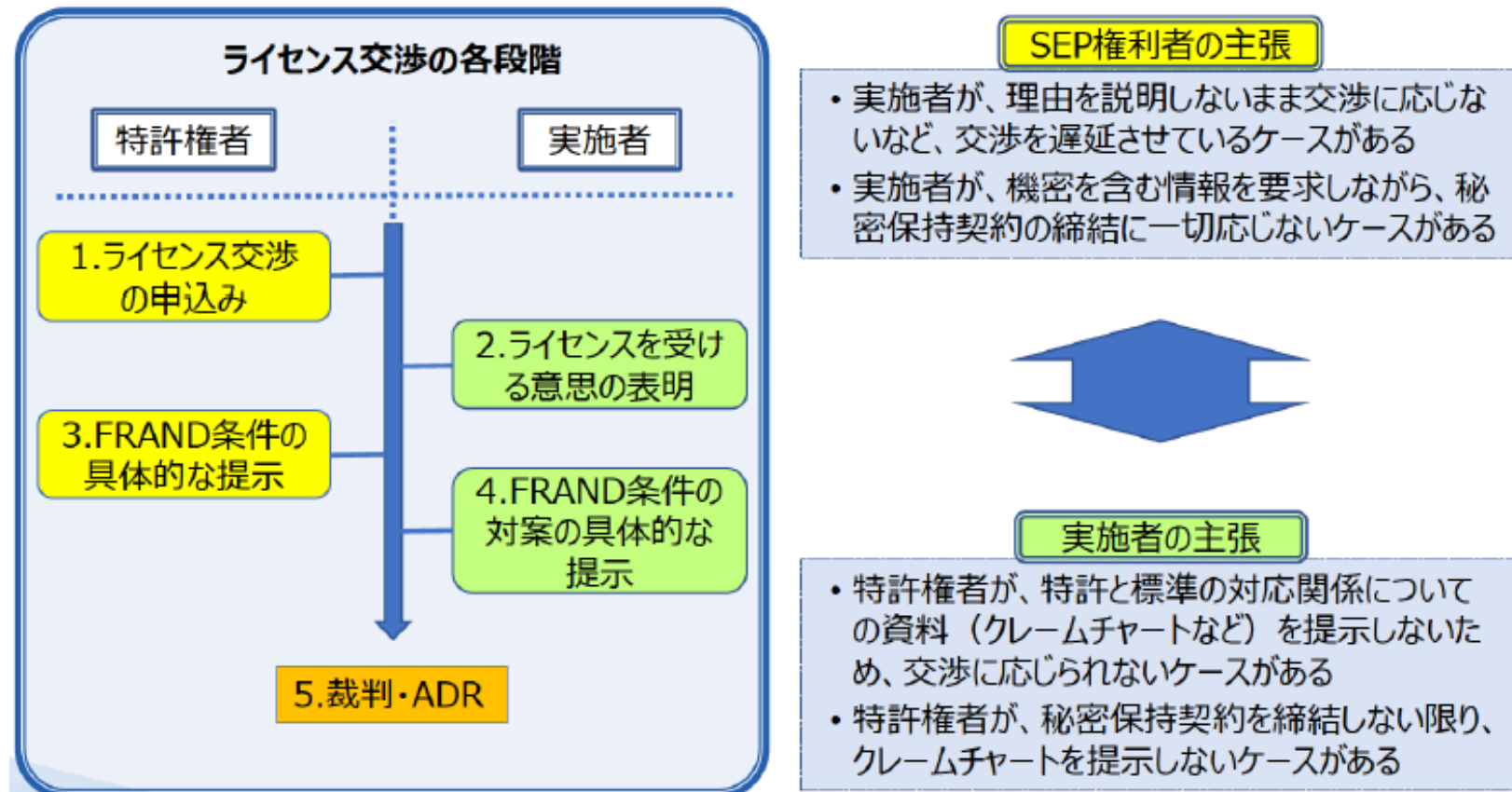
- 権利者が交渉と裁判で異なる主張を行う、あるいは、実施者によって異なる主張を行うといった、公正性を欠く事態が生じないよう、N D Aの締結をクレームチャート（クレームと規格書を対比したもの）提示の条件とすべきではない。
- 特許も標準規格も公知であるため、N D Aの締結をクレームチャート提示の条件とすべきではない。
- 特許のクレームも標準規格の規格書も公知であるため、クレームと規格書をelement by elementで対比したクレームチャートの提供であれば、それほど影響はないのではないか。
- 過去に第三者と個別交渉で締結した契約のライセンス条件には、機密条項が付いている場合が多いため、N D Aの対象にしても良いのではないか。一方、パテントプールのライセンス条件は、可能な限り公開することが望ましい。
- 機密事項が含まれていないにも拘わらず権利者がN D Aを求める場合には、交渉と裁判で異なる主張をするためという理由が考えられるが、その一方で、個別交渉の対象となる特許の数と、訴訟の対象となる特許の数は大きく異なり、前者の特許全てが訴訟の対象になることはまずない。
- 交渉上の論点になるような情報は、できるだけ第三者が検証可能な形で透明性を確保すべきではないか。

委員・産業界からのご意見（その他個別の論点③）

- 契約締結の意思表示
 - サプライチェーン内でライセンスを取得する意思を示すことをもって、契約締結の意思表示とすべき。
- その他
 - 実施者が望まないにも拘わらず、権利者がN o n - S E Pを含めなければS E Pをライセンスしないと主張することは、独禁法に違反する抱き合わせに当たるが、実施者がN o n - S E Pを含めたライセンスを希望する場合も多く、このような場合には違法な抱き合わせには当たらない。ポートフォリオライセンスについて議論する際には、この2つをきちんと区別する必要がある。

(参考)「グローバルルールは状況に応じて変化し単一ではない」ことについて

- F R A N D条件で誠実にライセンスを受ける意思を有する実施者（willing licensee）に対しては、権利者によるS E Pに基づく差止請求権の行使が制限されるという考え方が一般的。
- 権利者・実施者双方の誠実な交渉態度を整理した欧州司法裁判所の予備的判決（Huawei対ZTE事件）が有用とされている一方で、具体的／単一のルールとなっている訳ではない。



（参考）「グローバルルールは状況に応じて変化し単一ではない」ことの一例： 侵害通知におけるクレームチャートの扱い

【最近の主な海外動向】

裁判例等	概要
Huawei 対 ZTE（欧州司法裁判所、2015年7月）	特許の侵害方法を特定して侵害を警告することが必要。
特許権侵害判定のガイドライン（北京市高級人民法院、2017年4月）	特許の侵害方式を明記して通知しない場合はFRAND違反。
Sisvel 対 Haier（ドイツ最高裁、2020年5月）	クレームチャートを用いることは、用いていれば通常は十分と判断されるだろうが、義務的なものではない。
欧州委員会専門家グループ報告書（2021年1月）提案5.1 （支持の程度（★の数（注））：4.5／5）	特許リストのSEP（ポートフォリオが大きい場合は十分な数の代表SEP）について 概括的（high level）なクレームチャートを（先にNDAを締結するよう求めることなく）提供すべき。

（注）各委員が、各提案をどの程度支持するかについて、5段階（★全く支持しない、★★支持しない、★★★中立、★★★★支持する、★★★★★強く支持する）で投票を行い、その平均値を示したもの。

（出典）サイバー創研調査、経済産業省委託調査、4iP Council HPを基に経済産業省作成

(参考)「グローバルルールは状況に応じて変化し単一ではない」ことの一例： 侵害通知におけるクレームチャートの扱い

【特許庁調査研究ヒアリングの結果】

□ クレームチャートの提供は必須／適切（全SEPについては不要との意見を含む）

- Huawei 対 ZTE で示されたフレームワークを満たすためには、リストだけでなく、クレームチャートを提示すべきである。（弁護士）
- 適切な数の代表的なクレームチャートは、実施者からの要求と適切な機密保持契約の署名によって提供されることができると考えている。（情報・通信（特許権者））
- 我々の見解は、SEP保有者がいくつかのクレームチャートを提供すべきであるということである（必ずしも多くは必要ないが、少なくとも少数）。（情報・通信（特許権者／実施者））
- クレームチャートは、主張されたSEPと規格が被疑侵害者の製品に関連しているかどうかを評価するのに必要であり、交渉の非常に早い段階で被疑侵害者に利用可能にさせるべきである。（輸送用機器（実施者））
- 我々の見解では、ライセンス交渉中に、実施者から要求された場合、機密保持契約を条件として、適切な数の代表的なクレームチャートを提供することができる。（情報・通信（特許権者））
- ライセンス交渉における技術論争の際には、要求に応じて、秘密保持契約の下で詳細なクレームチャートを提供する。ライセンシーとして交渉する場合にも、詳細なクレームチャートを秘密保持契約の下で要求する。（情報・通信（特許権者））
- 幾つかのクレームチャートを提供するのは合理的であるが、全SEPについては必要ない。（海外、法律事務所）
- クレームチャートは提示すべきだが、標準必須特許は数が多いので、全部の特許について出すかどうかは当事者間の合意に基づくと考える。
- 全部の特許についてクレームチャートを出すかどうかは必ずしも当事者間の合意に基づくものではなく、特許権者の意思によるのではない。

□ クレームチャートの提供は必須ではない／その他

- ライセンスプロセスの一環としてクレームチャートを提供することを強制的な要件にすることは、交渉プロセス中の遅延戦術として一部の不誠実なライセンシーによって利用される可能性がある。（情報・通信（特許権者））
- 実施者は、主張されたSEPが有効であるかどうか及び侵害しているかどうかを判断するために適切な情報を提供される必要がある。この情報は、多くの場合、SEP所有者によって提供されるクレームチャートに記載されているが、すべての場合において、クレームチャートの提供は必須ではない。
- ライセンス交渉では、技術的な特徴と製品との対応関係が直ちに言えないようなものについては、クレームチャートの形で文書で出すことはせず、電話会議等で情報共有する場合もある。

（出典）「標準必須特許を巡る紛争の早期解決に向けた制度の在り方に関する調査研究報告書」（平成29年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」（平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許を巡る国内外の動向について（裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態）の調査研究報告書」（令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）を基に経済産業省作成

(参考)「ルールが裁判所で考慮されることにより予見可能性が向上する」ことについて

- アップル対サムスン事件（知財高裁、2014年）では、S E Pに基づく差止請求訴訟において、実施者が、①権利者がF R A N D宣言をしたこと、②実施者がF R A N D条件によるライセンスを受ける意思を有する者であること、を立証した場合には、権利の濫用の抗弁が認められると判示。
- これは、willing licenseeに対しては、S E Pに基づく差止請求権の行使が制限されるという国際的にも一般的な考え方と整合する一方で、実施者が②を立証する際に、具体的にどのような事実を挙げる必要があるのか、また、権利者が再抗弁を行う際に、具体的にどのような事実を挙げる必要があるのか、といった点については、明示されていない。
- こうした点を一定程度明確化することができれば、裁判における予見可能性も向上するのではないか。

【差止請求訴訟における抗弁・再抗弁】			アップル対サムスン事件の判示で明確化		交渉過程の論点について、裁判所が考慮するルールが策定された場合に明確化（イメージ）	
			抗弁（権利の濫用）		再抗弁（権利の濫用の否定）	
主張すべき 事実			①権利者がFRAND宣言したに関する事実		①権利者がFRAND宣言したことを覆す事実	
			②実施者がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることに関する事実（注）		②実施者がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることを覆す事実	
	交渉上の 論点の例	i . 侵害の証拠の提示				
		ii . 秘密保持契約の締結				
		iii . 契約締結の意思表示				
		iv . ポートフォリオライセンス				
		v . ロイヤルティ等の提示				
		vi . 対案の提示				
					(参考) 「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」において関連する記載がなされている箇所	
					II . A. 1. 特許権者がライセンス交渉の申込みをする段階（pp.7-9）	
					II . B. 3. 機密情報の保護（pp.24-25）	
					II . A. 2. 実施者がライセンスを受ける意思を表明するまでの段階（pp.10-13）	
					II . B. 4. 交渉の対象とする特許の選択（pp.25-26）	
					II . A. 3. 特許権者がFRAND条件を具体的に提示する段階（pp.13-15）	
					II . A. 4. 実施者がFRAND条件の具体的な対案を提示する段階（pp.15-16）	

(注) ②について、アップル対サムスン事件では、「平成23年8月18日付けの書面でのライセンス料率の上限の提示に始まり、複数回にわたって算定根拠とともに具体的なライセンス料率の提案を行っているし、抗告人と複数回面談の上集中的なライセンス交渉も行っているから、アップル社や相手方はF R A N D条件によるライセンスを受ける意思を有する者であると認められる。」としている。

(出典) アップル対サムスン事件判決文（知財高裁、2014年）、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（特許庁、平成30年6月5日）を基に経済産業省作成

今後の検討の方向性

- ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性の向上を通じて適正な取引環境を実現するため、国際的な動向も踏まえつつ、政府として、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討し、対外的に発信していく。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

（１）ＳＥＰの重要性の高まり

（２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

（１）異業種間ＳＥＰライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

（２）交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

（３）パテントプールについて

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

（５）サプライチェーン内での負担について

（参考資料１）標準化とＳＥＰ

（参考資料２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向（詳細）

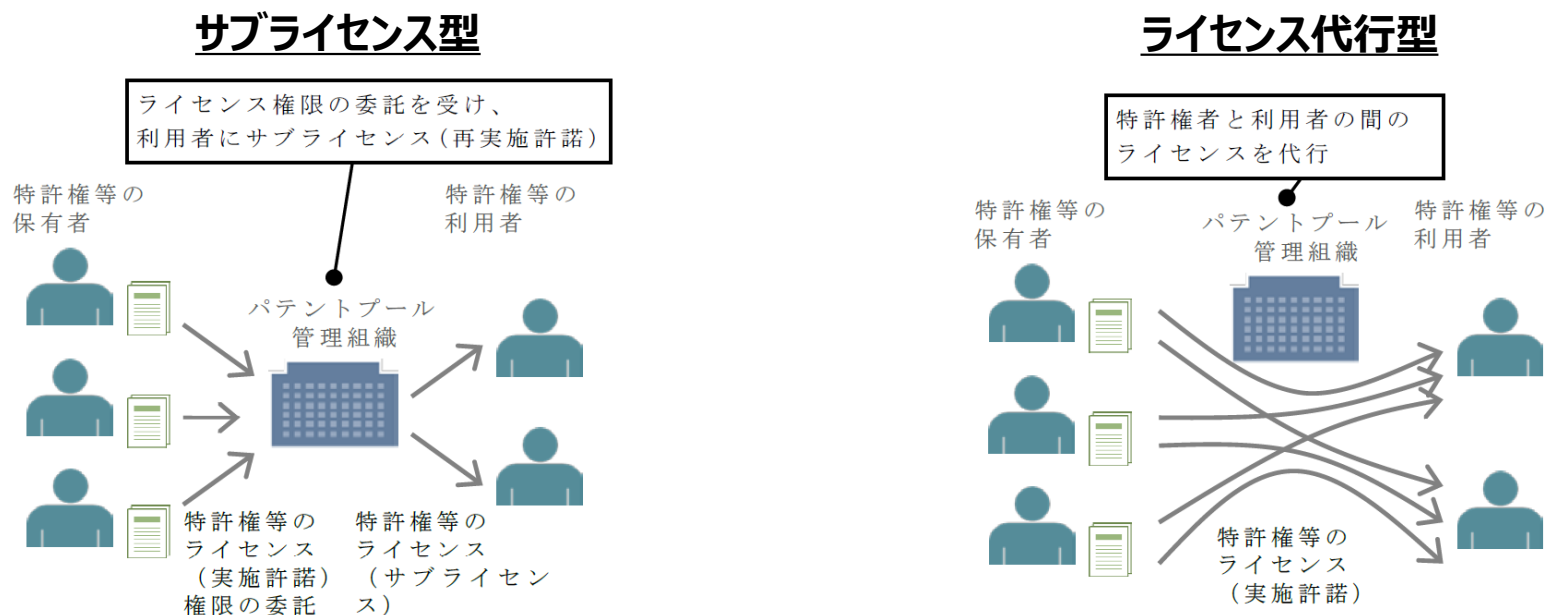
パテントプールの仕組み

- パテントプールとは、複数の権利者が、その特許権のライセンスを行う権利等を特定のパテントプール管理組織に集中させ、当該組織を通じて、ライセンスを行うもの。組織が担う役割には、複数のパターンが存在。

【パテントプールの定義（公正取引委員会）】

- ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの。

【パテントプールの概念図】



（出典）「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会、平成28年1月）、「パテントプールを巡る諸課題に関する調査研究報告書」（平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）を基に経済産業省作成

競争法上の論点：パテントプールの「形成」

- パテントプールに特有の競争法上の論点は、特許の性質、参加に係る制限、運営など、主にパテントプールの「形成」に関するもの。
- パテントプールを通じた「ライセンス」については、基本的に、知的財産ガイドラインに基づいて判断される（ただし、規格に係るパテントプールは、慎重な検討が必要とされている）。

【独占禁止法上の論点に関するポイント】

□ パテントプールの「形成」

① 特許の性質

- 必須特許のみで構成される場合、全ての特許は標準規格の機能等を実現するために補完的な関係となるため、当該特許間の競争が制限される恐れはない。
- 必須特許以外の特許が含まれる場合、競争制限効果が大きくなる可能性があるため、総合的に判断（例えば、プール内の特許が相互に代替的な関係にある場合、代替特許間の競争が制限。プール内の特許が代替的でない場合も、プール外の特許と代替的な関係にある場合、当該プール外の特許が技術市場から排除）。

② 参加に係る制限

- 特定の規格策定時に、標準化活動の参加者が、規格の策定後は規格に係る特許をパテントプールを通じてライセンスすることを事前に取り決めることは、対象が必須特許に限られ、他に当該特許の自由な利用が妨げられない場合は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- パテントプール参加者に対して、パテントプールを通ず以外の方法でのライセンスを認めないなど、特許の自由な利用を制限することは、独占禁止法上問題となる恐れがある。

③ 運営

- 実施者による製品の生産・販売数量・価格など実施者の事業活動に関する重要情報が運営者に集中する。当該情報にパテントプール参加者や実施者がアクセスできる場合、製品の生産・販売数量・価格等について実施者が相互に制限を課すために用いるなど、独占禁止法違反行為の手段として利用される恐れがある。

競争法上の論点：パテントプールを通じた「ライセンス」

- パテントプールに特有の競争法上の論点は、特許の性質、参加に係る制限、運営など、主にパテントプールの「形成」に関するもの。
- パテントプールを通じた「ライセンス」については、基本的に、知的財産ガイドラインに基づいて判断される（ただし、規格に係るパテントプールは、慎重な検討が必要とされている）。

【独占禁止法上の論点に関するポイント（続き）】

□ パテントプールを通じた「ライセンス」

基本的には、知的財産ガイドラインで示される考え方に基づいて競争に及ぼす影響を判断。規格に係るパテントプールは、当該規格を採用する事業者に及ぼす影響が大きく、影響が及ぶ範囲も多数の実施者に齊一的かつ広範にわたるため、慎重な検討が必要。

① 異なるライセンス条件の設定

- SEPをライセンスする際に、合理的な理由なく、特定の事業者にのみ、ライセンス拒絶、著しく高額なライセンス料設定、利用範囲の制限等の差を設けることは、競争に直接かつ重大な影響を及ぼす場合には、独禁法上問題となる恐れ。
- 独禁法違反行為の未然防止の観点からは、合理的な理由がない限り非差別的なライセンスが必要。

② 研究開発の制限

- SEPをライセンスする際に、実施者が規格技術等の研究開発を行うことを制限することは、競争が制限される恐れ。

③ 規格の改良・応用成果のライセンス義務（グラントバック）

- SEPをライセンスする際に、実施者が行う規格技術の改良・応用の成果をプールに加えるように義務付けることは、競争が制限される恐れ（ただし、当該成果がSEPとなる場合に限ってプールへのライセンスを義務付けることは、通常、独禁法上問題とならない）。

④ 特許の無効審判請求等への対抗措置（不爭義務）

- SEPをライセンスする際に、実施者が特許の有効性を争う場合にはプール参加者が共同で契約を解除する旨を取り決めることは、独禁法上問題となる恐れ（ただし、無効審判請求をされた権利者のみが契約を解除することは、通常、独禁法上問題とならない）。

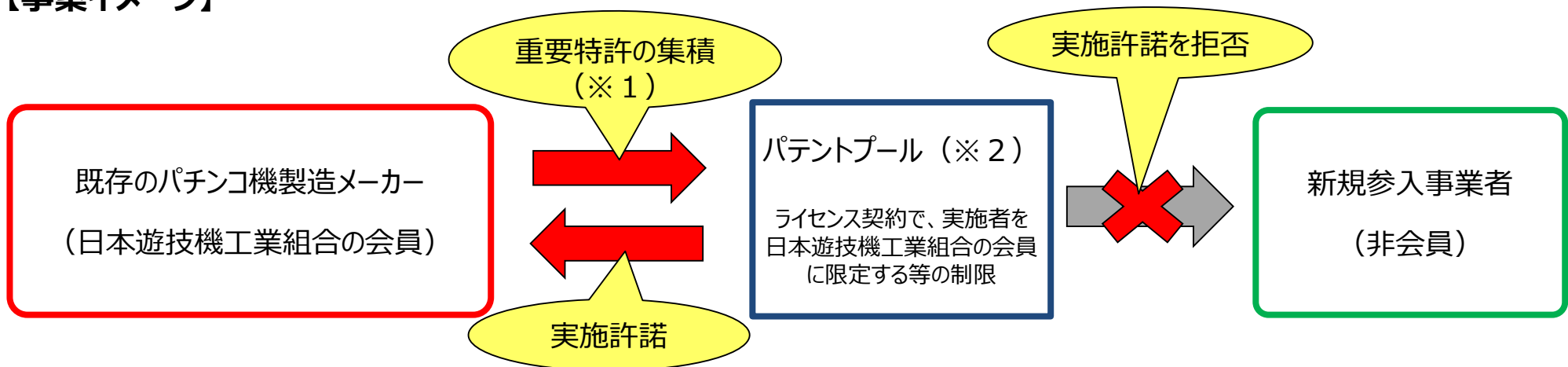
⑤ 他の実施者等への特許権の不行使（非係争義務）

- SEPをライセンスする際に、実施者が自らの特許等について権利行使を行わないよう義務付けることは、競争が実質的に制限される恐れ（ただし、SEPである場合に限って、プールへのライセンスを義務付けることは、通常、独禁法上問題とならない）。

(参考) パテントプールが独禁法違反とされた事例 (パチンコ機特許プール事件)

- パチンコ機メーカー 10 社が、パチンコ機製造に係る特許権等を集積したパテントプールを形成し、当該特許権等の新規参入者へのライセンス許諾を拒否することを通じて、パチンコ機製造販売市場における市場競争を実質的に制限したとして、公正取引委員会が当該行為の排除を勧告審決した事例 (平成 9 年 8 月 6 日 公正取引委員会勧告審決)。

【事案イメージ】



※ 1 : 集積された特許を利用することなく、風営法に規定する認定・検定に適合するパチンコ機を製造することは困難
※ 2 : 日本遊技機特許運営連盟 (日本遊技機工業組合が出資) が管理運営

【公正取引委員会勧告審決のポイント】

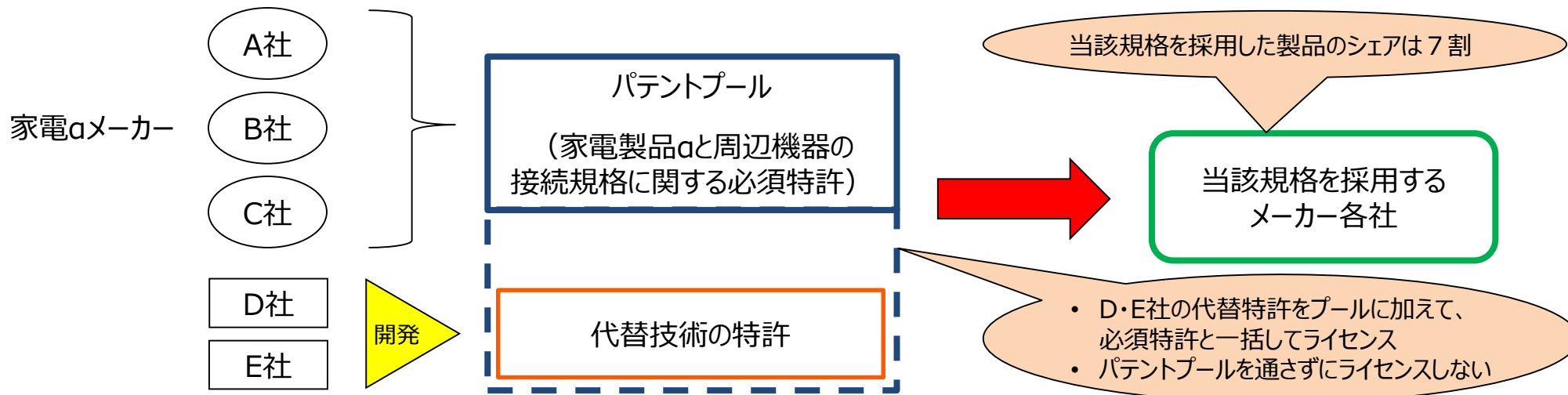
- ❑ 公共の利益に反して、パチンコ機製造市場における競争を実質的に制限。
 - ❑ 特許法等の権利の行使とは認められない。
- ⇒ 独禁法違反行為 (私的独占) に該当。当該パテントプールの制限的なライセンス許諾方針とそうした契約の排除を勧告審決

(参考) パテントプールガイドラインで示されている考え方：独禁法違反事例①

- 公正取引委員会は、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（パテントプールガイドライン）において、利用者の理解に資するための事例を示している。

- A、B及びCの3社は家電製品aの主要メーカーである。aは周辺機器と一体として利用される必要があるところ、これら3社はaの市場を拡大するため、3社が開発した技術を基にaと周辺機器の接続に関する規格を共同で策定した。また、3社は、当該規格に関して有する必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対してライセンスを開始した。現在、同規格を採用した製品のa市場に占めるシェアは7割を超えている。
 - D及びEの2社は、上記規格で規定される機能・効用を実現できる代替技術を共同で開発し、当該プールからライセンスを受けることなく上記の規格を採用したaの生産・販売を開始した。また、両社は当該代替技術について特許（代替特許）を取得したことから、他のメーカーに対してライセンスすることも検討している。
 - このような状況で、A、B及びCの3社はD及びEに働きかけ、両社が取得した代替特許を上記プールに加え、3社の必須特許と一括してライセンスすること、及び当該プールを通す以外は他のメーカーに対してライセンスを行わないことを取り決めた。
- ⇒ 代替特許を加えて当初の必須特許と一括ライセンスすることとし、当該プールを通す以外にライセンスしないよう取り決めることは、当該規格を採用したaの生産・販売メーカーの技術選択の自由を不当に制限し、技術市場における競争を実質的に制限するため、独禁法違反（不当な取引制限）。

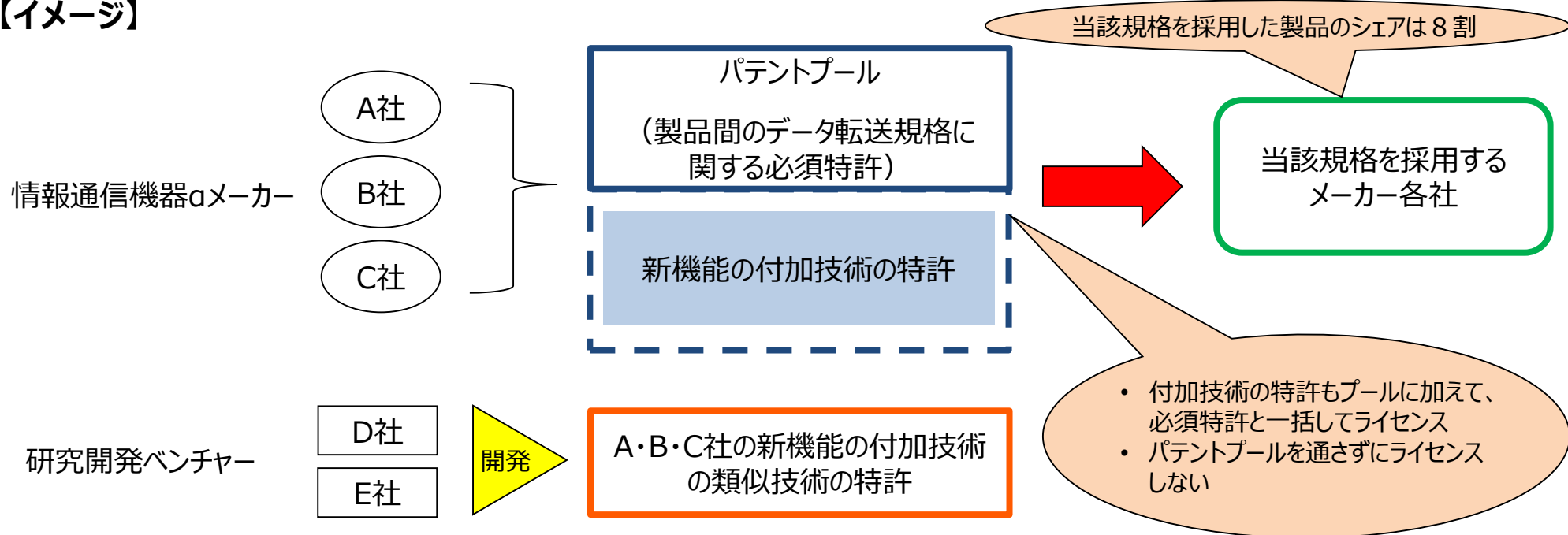
【イメージ】



(参考) パテントプールガイドラインで示されている考え方：独禁法違反事例②

- 情報通信機器αの主要メーカーであるA、B及びCの3社は、各社の生産する製品の間での効率的なデータ転送を可能にする規格を共同で策定し、当該規格に関して3社が有する必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対して一括してライセンスすることとした。現在、当該規格を採用した製品のα市場に占めるシェアは8割に至っている。A、B及びCの3社は当該規格に新機能を付加する技術（付加技術）を共同で開発し特許を取得するとともに、当該規格を採用した製品を生産・販売しているライセンシーに対して、当該付加技術を普及させることを検討している。
 - 一方、3社以外にも、研究開発ベンチャーであるD及びEの2社が、付加技術に類似の機能・効用を有する技術（競争技術）を開発し特許を取得したことから、上記ライセンシーに普及させることを検討している。
 - このような状況において、3社は付加技術に係る特許についてもパテントプールに加え、必須特許と一括してライセンスすることとし、当該プールを通す以外はライセンスを行わないこととした。このためD及びEは、競争技術のライセンス先を見いだすことが困難となり、当該事業から撤退することを検討している。
- ⇒ どのような機能を付加するかは各実施者の自由選択に依るべき所、付加技術の特許を加えて必須特許と一括ライセンスすることとし、当該プールを通す以外にはライセンスしないよう取り決めることは、実施者による技術選択の自由を不当に制限することで、競争技術を技術市場から排除し、技術市場における競争を実質的に制限するため、独禁法違反（私的独占）。

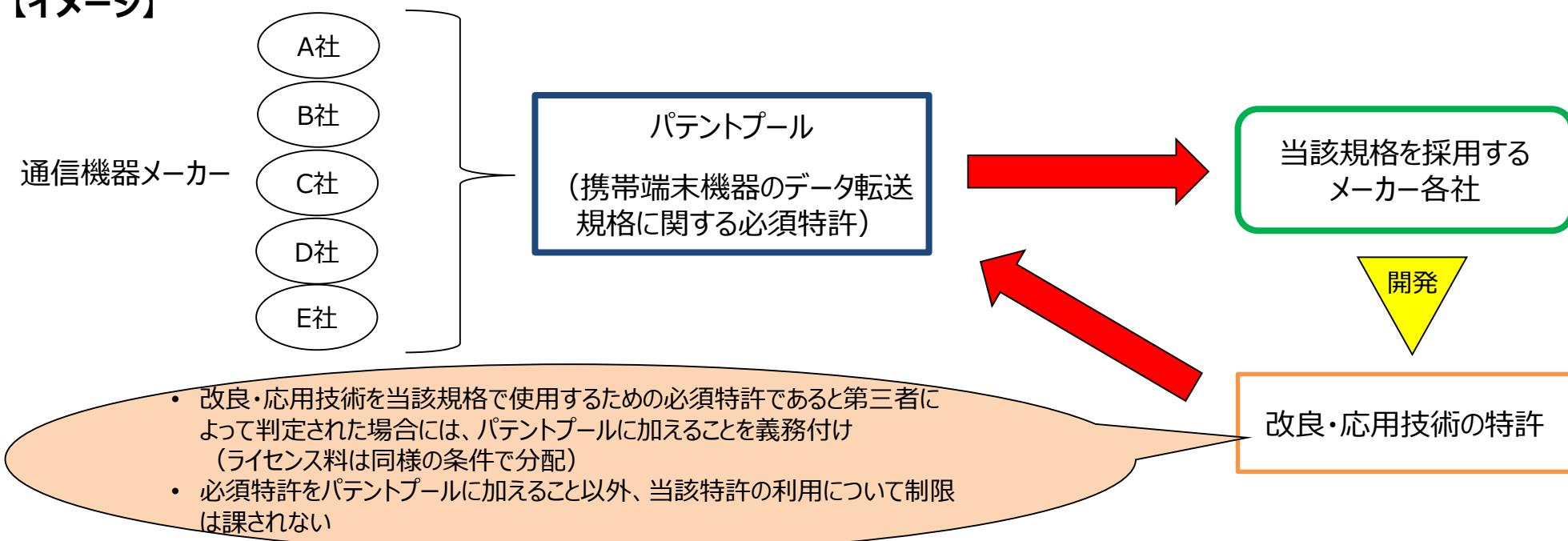
【イメージ】



(参考) パテントプールガイドラインで示されている考え方：独禁法に違反しない事例

- 大手通信機器メーカー十数社は、携帯端末機器のデータ転送に係る規格を策定し、仕様を公表している。また、当該規格の策定の中心メンバーであったA、B、C、D及びEは当該規格に係る必須特許を有することから、当該必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対して一括ライセンスすることとした。現在、上記通信機器メーカー十数社は、当該プールからライセンスを受けて、当該規格を採用したαを生産・販売している。
 - 携帯端末については技術革新が著しいところ、パテントプールを形成した5社は、改良・応用発明の成果についても円滑に広く普及させるため、当該プールを通してライセンスする際、ライセンシーに対し、(1) ライセンシーが有する特許が、改良・応用技術を当該規格で使用するための必須特許であると中立的な第三者によって判定された場合は、当該特許をプールに加え、他の必須特許とともにライセンシーにライセンスすることを義務付け、(2) 当該ライセンシーに対しては、他の特許権者と同様の条件でライセンス料を分配することを取り決めた。
 - なお、当該必須特許を当該プールに加えてライセンスする以外は、ライセンシーには当該特許の利用について何ら制限が課されるものではない。
- ⇒ **実施者が改良・応用発明に関して有する特許の中には、改良・応用研究の成果をα上で使用するための必須特許となる場合もある。改良・応用研究の成果が円滑に広く普及するため、中立的な第三者が必須特許と判断したものに限り当該プールに加えるように義務付けることは、ほかに当該特許の利用について何ら制限が課されるものでなければ、技術市場における競争が制限されるとまでは認められず、独禁法上の問題は生じない。**

【イメージ】

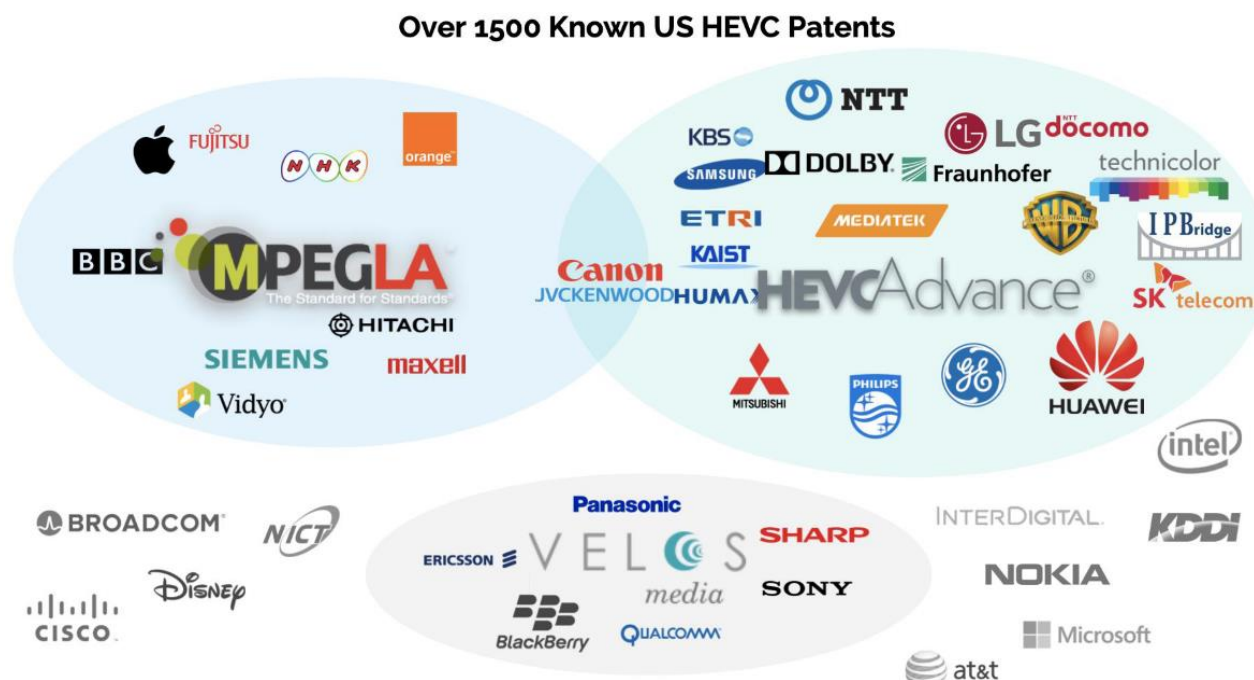


その他の論点：パテントプールの特許シェア

- パテントプールに参加するか否かは任意であるため、パテントプールの方針に合意しない権利者がプールの外でアウトサイダーとして個別ライセンスを行う場合や、複数のパテントプールが併存するようになる可能性がある。
- 1つのパテントプールが取り扱うS E Pのシェアが低くなると、ワンストップライセンスによるライセンス交渉等のコスト低減といった利点が小さくなる可能性がある。

【H.265/HEVCの主な特許権利者とパテントプール】

- ISO/IECとITU-Tで標準化が行われた動画圧縮規格H.265/HEVCでは、前世代H.264/AVCのパテントプール（MPEG LAが管理）の権利者が複数のグループに分離し、複数のパテントプールが併存。
- これらのプールに参加しない権利者（アウトサイダー）も存在。



（参考）代表的なパテントプール管理会社

【AVANCI】

- ❑ モバイル通信規格について、コネクテッドカーやスマートメーター等のIoT分野に対してSEPライセンスを行うパテントプール管理会社。
- ❑ コネクテッドカーについて、SEPのライセンス料、権利者、ライセンス先（実施者）を公開。特許リストは非公開。

【MPEG LA】

- ❑ コーデック系（動画圧縮等）と電力系（ワイヤレス給電、EV充電）を中心に、モバイル端末、映像機器、電気自動車等の分野に対してSEPライセンスを行うパテントプール管理会社。
- ❑ SEPの特許リスト、ライセンス料、権利者、ライセンス先（実施者）を公開。

【Via Licensing】

- ❑ 無線系（モバイル通信、Wi-Fi等）とコーデック系（動画圧縮、音声圧縮等）を中心に、モバイル端末、映像機器等の分野に対してSEPライセンスを行うパテントプール管理会社。
- ❑ SEPのライセンス料を公開。特許リスト、権利者、ライセンス先（実施者）は一部のパテントプールで公開。

【Sisvel】

- ❑ 無線系（モバイル通信、Wi-Fi等）を中心に、モバイル端末等の分野に対してSEPライセンスを行うパテントプール管理会社。
- ❑ SEPの特許リスト、ライセンス料、権利者を公開。ライセンス先（実施者）は非公開。

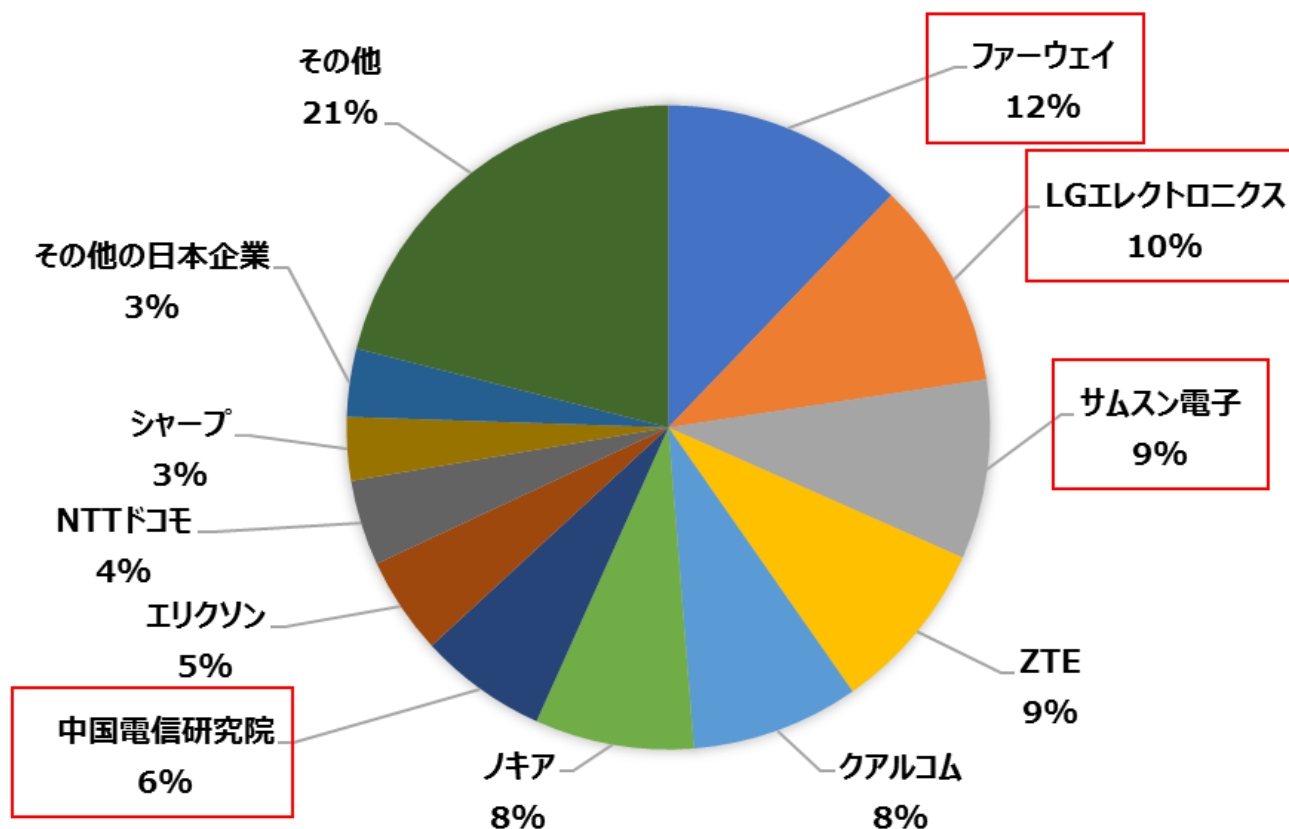
(参考) AVANCIに未参画のSEP宣言数上位企業

- SEP宣言数上位10社中、4社がAVANCIに未参画の企業（2021年3月末時点）。これら4社のうち3社は、車載TCU（テレマティクス・コントロール・ユニット）事業を実施。

【ETSIへの5G関係SEP宣言数シェア（※）】

■ 赤枠は、SEP宣言数上位10社中、AVANCIに未参画の企業を表す。

※宣言数のシェアであり、宣言後のSEPの譲渡等は考慮されていないため、AVANCIを経由して又は経由せずにライセンスされるSEPシェアと一致するとは限らない。



委員・産業界からのご意見

- 企業にとってコストの掛かる裁判等を避ける観点から、ワンストップでライセンスを受けられるパテントプールの活用が合理的ではないか。ただし、活用に際しては、透明性が確保されることや、ライセンス料が低額で維持されるような監視の仕組みも必要。
- 権利者・実施者双方が集まるプールには、ある程度の合理性があるのではないか。特に、契約内容が公開されているプールは歓迎すべきもの。勿論、ライセンス条件を公開せず実施者に対して差別的な扱いを行う、あるいは、ライセンス時に何等か制限を付けるといったプールは適切ではなく、競争法上の問題も生じるが、そうした点に留意すれば、プールの活用は有意義ではないか。
- 権利者中心のプールと実施者・権利者同程度のプールでは、ライセンス料率に差が生じることがある。一方で、プール間の料率の差が、1桁・2桁に達するといったことは通常生じない。また、こうしたプールの料率は、2者間交渉の際のリファレンスになるという利点もある。
- パテントプールのライセンス料率は、通常は市場原理が働き、妥当な価格に収斂する。このようなプールの料率は、国が規制するのではなく、民間の交渉で決めるのが良い。
- 透明性の低いプールについては、改善を促す必要がある。
- プールの料率は、権利者・実施者双方にとって合理的なものになることが必要。
- パテントプールは万能ではなく、高額化を回避できないプールもある。例えば、大手のSEP保有者が負担を回避しながらロイヤリティを一方的に取るという構図の場合には、市場原理が働かずに料率が高止まりする可能性もある。
- パテントプールは、合理的な利益調整を図るための一つの手段となる一方で、直近のライセンス紛争の解決には繋がらない可能性がある。誠実交渉をどう促進するかが問題の中心。

今後の検討の方向性

- S E Pが増加していく中で、パテントプールが一つの手段として活用されていくという前提に立ち、政府として、パテントプールにおけるライセンス条件等の透明性確保を通じて誠実交渉を促すための仕組みについて検討する。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

(1) S E Pの重要性の高まり

(2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

(1) 異業種間 S E Pライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

(3) パテントプールについて

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

(5) サプライチェーン内での負担について

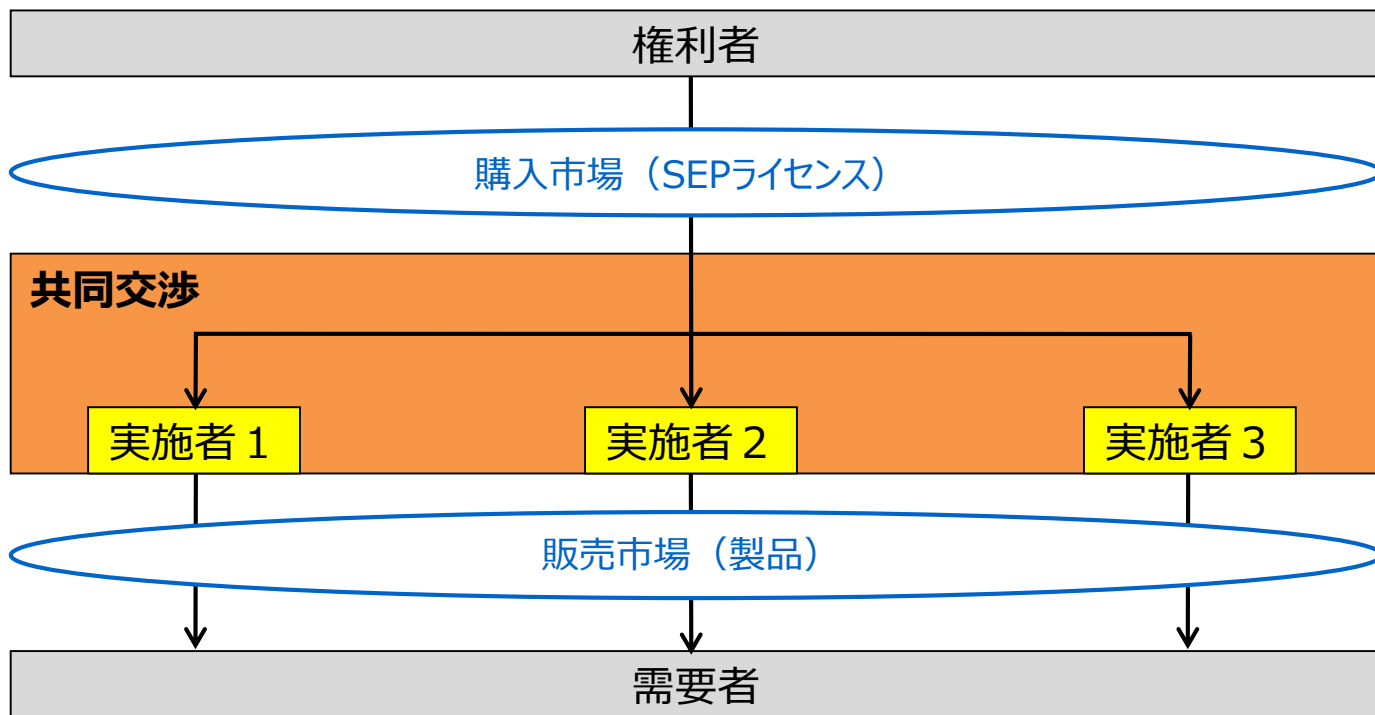
(参考資料 1) 標準化と S E P

(参考資料 2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

水平的な共同交渉の仕組みと利点

- 複数の実施者側企業による水平的な共同交渉の仕組みを活用することは、1社当たりの交渉に係る費用の削減等に繋がる可能性がある。
- 一方で、1社の場合と比べて、参画企業の合計市場シェアは高まるため、実施に際しては競争法上の論点が生じ得る。

【水平的な共同交渉のイメージ】



競争法上の論点を議論する際の考え方：業務提携報告書

- 我が国には、複数の企業が共同で業務を行う「業務提携」に関する包括的な独禁法ガイドラインは存在しない。
- 一方、公正取引委員会競争政策研究センターが策定した「業務提携報告書」（業務提携に関する研究会報告書）では、過去の相談事例を基に、類型別に企業が業務提携を行う際の独禁法上の考え方を提示。
- 共同ライセンス交渉の検討に際しては、「購入提携」に関する考え方が参考になると考えられる。

【過去の相談事例における「購入提携」の考え方】

- 提携の概要： 物品や資材の共同購入等、各事業者が自己の事業遂行に必要な物品等を共同で調達すること。
- 水平的な販売提携： 過去の相談事例における判断要素等を以下の通り整理。

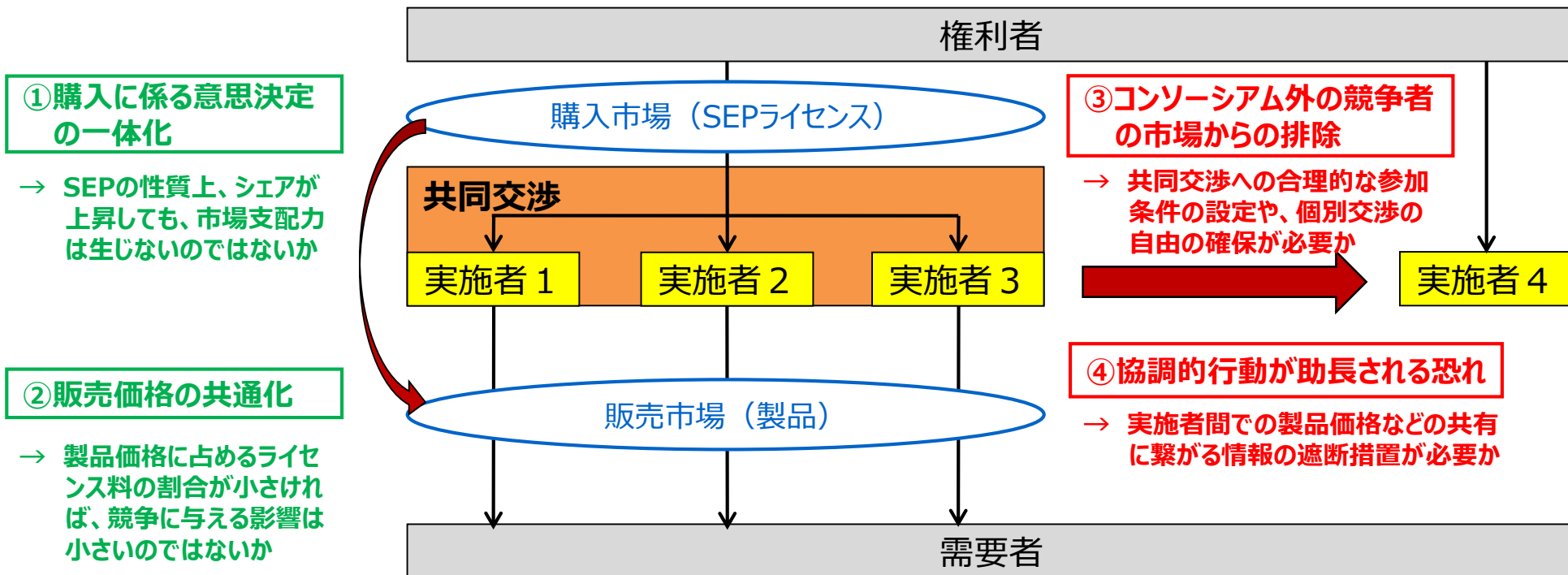
判断要素	過去の相談事例における判断の傾向
市場シェア	共同購入の対象資材等の <u>購入市場及び当該資材等を用いた商品等の販売市場におけるそれぞれのシェアについて、高い場合は問題になる事情</u> として考慮され、 <u>低い場合は問題にならない事情</u> として考慮。
情報交換・共有	<u>販売価格や販売数量について情報交換を行わないことが、問題にならない事情</u> として考慮。提携当事者間の <u>情報交換が容易になることは、提携当事者の市場シェアが高い場合には、競争制限的な行為につながりやすい</u> 。
コスト構造の共通化	製品の製造やサービスの提供に要する <u>コストに占める共同購入の対象資材等の購入額の割合や、購入量全体に占める共同購入量の割合が低いことが、問題にならない事情</u> として考慮。
有力な競争者の存在	<u>一定のシェアを持つ有力な競争者が存在することが、問題にならない事情</u> として考慮。
効率性、消費者利益	共同購入を目的とした企業間電子商取引市場の設立が、参加者の取引機会を拡大し、受発注に伴うコストを削減すること等により企業間取引を効率的なものとし、最終的には消費者に供給される製品の低廉化に資するとして、問題にならない事情として考慮。
任意性	<u>共同購入への参加が自由であり制限が課されていないことが、問題にならない事情</u> として考慮。

水平的な共同交渉に関する競争法上の論点

- 合理的な参加条件の設定や個別交渉の自由の確保、適切な情報遮断措置が求められる可能性がある。

【水平的な共同交渉のイメージ】

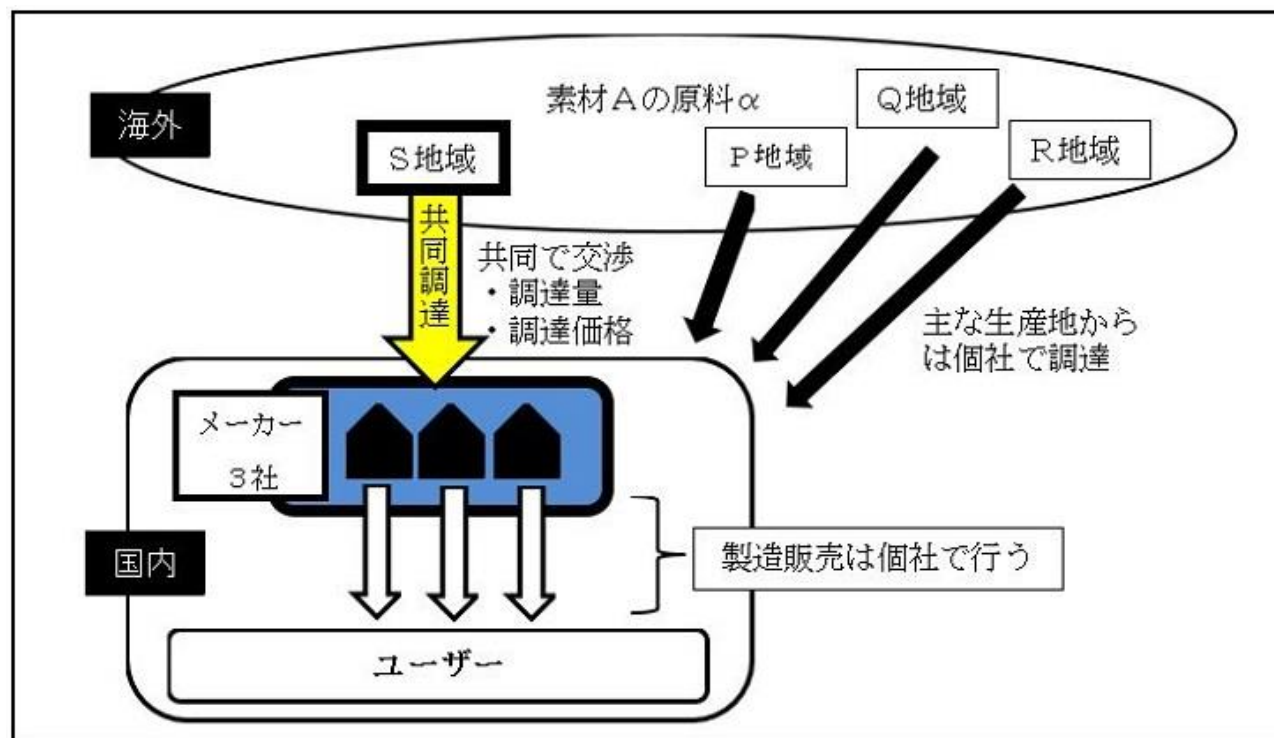
- ❑ 購入市場（SEPライセンス）のシェアは高まるが、ライセンスを受けないという選択肢がない以上、市場シェアに拘らず、市場支配力は生じないと言えるのではないか。
- ❑ 販売市場において、ライセンス料相当額の販売価格の共通化が生じるが、製品価格に占めるライセンス料の割合が小さければ、競争に与える影響は小さいと言えるのではないか。
- ❑ 一方、コンソーシアム外の競争者の排除や、カルテル等に繋がる恐れを排除するため、**共同交渉への合理的な参加条件の設定や個別交渉の自由の確保、適切な情報遮断措置が求められる可能性がある。**



(参考) 公正取引委員会相談事例：競合する素材メーカーによる原料の共同調達

- 日本の主要な素材メーカー 3 社は、素材Aの原料αを海外（主に海外のP、Q及びR地域で生産）から調達し、素材Aを日本で製造販売。日本の素材Aの製造販売市場における3社の合算市場シェアは約75%であり、素材Aの販売価格に占める原料αの調達価格の割合（原価率）は約85%。
 - 近隣諸国で素材Aの需要が急増した結果、原料αの調達における日本の素材メーカーの交渉力が低下。3社は素材Aの原料αを安定的・効率的に調達することが難しくなってきたため、交渉力を強化するため、海外のS地域で生産される原料αについて、次のような共同調達を行うことを検討。
 - ・ 3社共同でS地域の生産者と交渉し、原料αに係る3社合計及び各社の調達量と、調達価格を決定。
 - ・ 3社は、素材Aの販売価格や販売数量について情報共有を行わず、個別に決定。
 - ・ 3社の調達量全体に占める本件共同調達の割合は約5%であり、本件共同調達を除いて原料αの共同調達を行わない。
- ⇒ 3社の調達量全体に占める本件共同調達の割合が約5%と低いこと、3社は、素材Aの販売価格や販売数量について情報共有を行わず、個別に決定することから、我が国の素材Aの製造販売市場における競争を実質的に制限するものではなく、独禁法上問題とはならない。

【イメージ】



競争法上の論点：必須性判定の共同請求

- 共同交渉の入口において、複数の企業が特許庁に対して、共同で S E P の必須性判定を請求することは、
 - 市場支配力の発生には繋がらないと考えられること、
 - 重要な競争手段に係る意思決定の一体化ではないと考えられること、などから、
 - 価格情報など競争上重要な情報の共有が行われないのであれば、協調的な行動に繋がる可能性も低く、競争法上の懸念は小さいのではないか。

【業務提携報告書における「購入提携」の考え方・留意すべき点】

- 購入市場について、購入条件（購入価格、購入数量、購入先等）を一体的に決定する場合も多いが、直ちに問題とはならず、市場シェアが高いなど市場支配力が生じる場合に問題（※垂直・混合型も、購入市場では競争関係になる。）
- 販売市場については、生産提携と同様の観点から検討
 - ＜生産提携の考え方＞
 - 重要な競争手段に係る意思決定の一体化（完成品に近いほど、全量供給になるほど、一体化の程度は強まる。）
 - 協調的な行動の可能性（原価、数量等の競争上重要な情報を必要的に交換・共有〔販売部門等との情報遮断措置が必要〕、コスト構造の共通化）

委員・産業界からのご意見①

- 同じサプライチェーン内の企業による共同交渉（以下、「垂直的な共同交渉」）の利点は、公正な交渉のテーブルにつくための前提として必要な情報の共有が可能になる点にある。垂直的な共同交渉は、実務では既に行われており、世界的にも当然必要なものと見なされている。実施者による垂直的な共同交渉を権利者が拒絶することは、不誠実と評価されるのではないか。
- 水平的な共同交渉は、実施者間での特許力の違いがあり、交渉がまとまらない可能性が大きい。また、競争法上の懸念に対応するために、もし部門間の情報を遮断して交渉を行うことになれば、交渉の実施自体に困難が伴うのではないか。
- 水平的な共同交渉は、参加企業の合計市場シェアが高くなると競争法上の問題が生じ得るため、企業としては慎重な対応が必要。
- 実施者が共同で価格交渉すると、共同ボイコットのような不当な取引制限に該当する恐れも考えられるため、そうした懸念も含めて検討すべきではないか。
- 現時点で、水平的な共同交渉のニーズは存在しない。
- 水平的な共同交渉のニーズは、中々無いかもしれないが、将来そうした機会があった場合に、許容範囲が事前に分かっていたら判断が容易。深い議論である必要は無いが、一定の整理があると良い。
- 水平的な共同交渉においてカルテルを防止する手法は、欧州委員会専門家グループでも議論されており、我が国でも将来的な課題として検討されるべきものではないか。我が国で検討を行う際には、既に進展している海外の議論を参考とすることが有益ではないか。
- 表面的にはカルテルのようにも見えるが、競争法上の問題が起きないように仕組みを工夫している取組は存在する。そうした仕組みが成立し得るかどうかという検討自体は、行っても良いのではないか。

委員・産業界からのご意見②

- 交渉相手の権利者が特許主張主体（PAE：Patent Assertion Entities）の場合や、クロスライセンスのためのカウンター特許等の武器を持たないベンチャー企業や中小企業が実施者の場合には、共同交渉を行うことによる競争法上のリスクは低いと考えられる。また、当事者双方にとってのメリットも大きいと思われる。
- 特許庁に対して、必須性判定を共同請求することは、競争阻害効果が生じないというだけでなく、特許の利用が促進されるという競争促進的な効果を見込むことができる。

今後の検討の方向性

- 水平的な共同交渉について、政府として、まずは競争法上の懸念を生じさせない共同交渉の在り方を検討する。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

(1) S E Pの重要性の高まり

(2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

(1) 異業種間 S E Pライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

(3) パテントプールについて

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

(5) サプライチェーン内での負担について

(参考資料1) 標準化と S E P

(参考資料2) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

サプライチェーン内での負担に関する議論の情報整理

- サプライチェーン内での負担に関する議論について、特許庁調査研究ヒアリングなどの情報を基に、①特許補償（サプライヤーがライセンス料の支払いに責任を負う旨の契約）の有無、②交渉へのサプライヤーの関与、③ライセンス料の負担、④その他の4つに分けて、情報を整理。

【サプライチェーン内での負担に関する論点とその概要】

① 特許補償の有無

サプライヤーが特許補償を行うか否か。

⇒ 業界慣行や企業間の力関係など、個々の事情によって異なる。

② 交渉へのサプライヤーの関与

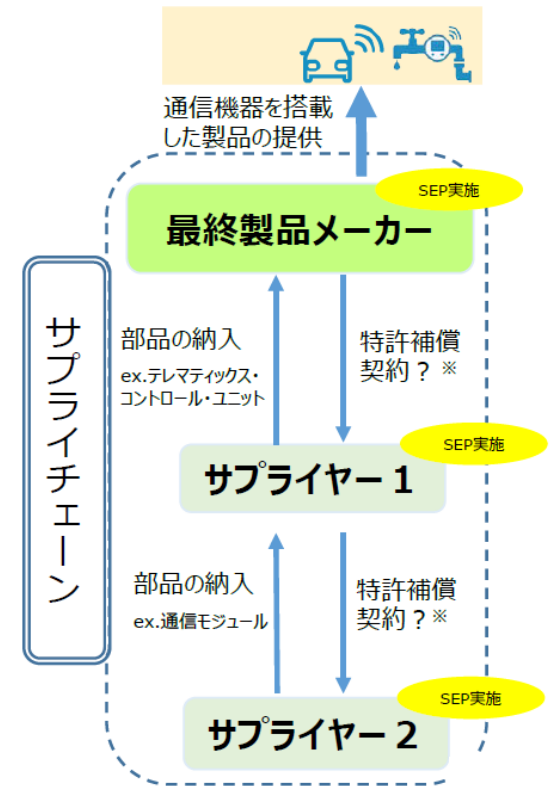
権利者とのライセンス交渉にサプライヤーが関与するか否か。

⇒ サプライヤーが権利者と直接交渉を行う場合や、最終製品メーカーが交渉の主体となってサプライヤーが協力する場合など、個々の事情によって異なる。

③ ライセンス料の負担

ライセンス料をサプライチェーン内の企業がどのように負担するのか。

⇒ サプライヤーによるライセンス料の負担等について、様々な意見。



※慣行として、特許補償契約からSEPを除くというサプライヤーが増えているとの話がある。

SEP実施 : SEP（物の発明）の実施の可能性

サプライチェーン内での負担に関する議論の情報整理：①特許補償の有無

- 特許補償の有無、ライセンス交渉へのサプライヤーの関与について、様々な形態が存在（特許庁調査研究ヒアリング ※）。
- ライセンス料の負担、その他の観点についても、様々な意見が存在する（特許庁ライセンス交渉手引き、特許庁調査研究ヒアリング）。

【① 特許補償の有無（「特許庁調査研究ヒアリング」より抜粋）】

□ 特許補償有り

- 相手との力関係によって条件は異なるが、特許補償契約を相手に求めることもあるし、相手から求められることもある。（電気機器（特許権者／実施者））
- サプライヤーが自動車メーカーに対して責任をもって特許補償するという形が、自動車業界として既に成り立っている。（国内、企業）

□ 特許補償無し

- 半導体メーカーは、直接侵害していないと主張し、チップを売るだけで、特許補償しない場合も多い。（電気機器（特許権者））

※下記出典の報告書中で行われた、実務経験者等への国内ヒアリング調査。様々な業種（情報・通信、電気機器、輸送用機器等）、立場（権利者/実施者）の実務経験者、のべ30者を対象とした（平成30年度は20者、令和元年度は10者）。

（出典）「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」（平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許を巡る国内外の動向について（裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態）の調査研究報告書」（令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（特許庁、平成30年6月5日）を基に経済産業省作成

(参考) 大手半導体メーカーによる製品販売に関する契約内容の例

【日本テキサス・インスツルメンツ合同会社 販売約款（抜粋）】

※大手半導体メーカーTexas Instruments社では、本社及び各地域の子会社が同社製品を販売する際に、顧客と同社の間で締結される契約の内容を「販売約款」の形で公表している。公表情報として入手できる半導体メーカーの販売契約の一例であり、S E P 紛争に関係する半導体メーカーの販売契約の代表例として引用している訳ではない。

1. 適用対象、申込、および承諾

(中略) 買主の申込に対する TI の承諾は、本約款に規定する条件のみに明示的に制限されます。TI は、書面により明示的に同意していない限り、買主の注文書に含まれる規定を含む買主が提示するいかなる追加条件または別の条件にも同意せず、これらを受け入れるものではありません。(中略)

10. 知的財産権に係わる補償

10.1 10.1 第 8 項、第 9 項、第 10.2 項から第 10.5 項および第 11 項を条件として、TI は、TI が製造し買主へ供給した本製品またはダイ製品が、アメリカ合衆国、カナダ、日本、または欧州連合加盟国の特許（実用新案を除く）、著作権、または営業秘密を直接侵害する（以下「対象請求」といいます）旨の主張に基づき、買主に対し何らかの請求、訴訟、または法的手続が提起された場合、対象請求のうち買主に対して最終的に命ぜられた、または対象請求のうち和解もしくは示談によって TI が合意した、損害賠償金、損失額、または費用（派生的損害および懲罰的な賠償金は除く）を支払い、当該対象請求、訴訟、または法的手続から買主を防御するものとします。（中略）買主が以下のことを実施した場合以外は、TI は買主に関する防御または補償する義務を負いません。

(a) 対象請求について、TIに対して速やかに通知し、かかる請求、訴訟、または法的手続の写しを速やかに TI に提供する、

(b) 買主が所有、保管、または管理している全ての証拠を TI に提供する、かつ

(c) TIが独自に防御し、又は、和解もしくは示談を行うため、買主が合理的な支援を TI に与える。（中略）

10.2 第 10 項に従い、TI が買主を防御する必要がある場合、TI は以下を行う場合がありますが、義務と見なされるものではありません。

(a) 買主が本製品またはダイ製品の使用を継続できるようにするためのライセンスを取得する、

(b) 買主が本製品またはダイ製品の使用を禁止されている場合、製品の機能に大幅な影響を及ぼさない範囲で、特許侵害とならないように製品を交換または変更する、または

(c) TI が商慣習上相当な費用負担を行っても、(a) と (b) のいずれも実現できない場合に限り、TI は本約款違反となることなく、買主への本製品または本ダイ製品の販売を停止できるものとします。（中略）

10.3 以下の場合、TI は、第 10.1 項または第 10.2 項が規定する責任または義務を負いません。

(中略)

(d) あらゆる費用、損失、または損害が、買主の故意、または TI の書面による事前承諾なく買主が行った和解もしくは示談に起因する場合。および、

(e) 対象請求が、以下に基づくものとみなされる場合：

i. 買主が、当該商品を他の製品、デバイス、ソフトウェア、または装置と組み合わせて使用したこと。

ii. 買主が、当該商品を製造工程もしくはその他の工程にて使用したこと。

iii. 買主が、当該商品に変更を加えたこと。

iv. TI が、買主の特定の設計、指示、または仕様に従ったこと。

v. TI が、業界基準もしくは特定の者が専有する基準に従ったこと、または買主が当該商品を、当該基準に準拠して使用したこと（以下、上記 (i) から (v) に規定の事象を根拠とする請求を個別に又は総称して、以下「その他の請求」といいます）。（中略）

10.5 前述の条項は、両当事者の知的財産権侵害に関する唯一の責任を定めたもので、当該侵害に関する全ての明示的、黙示的または法定の保証に代わるものです。買主は、前述の知的財産権に係わる補償規定は本約款の必須要素であり、当該規定がない場合、本約款の実質的かつ経済的な条件は大幅に異なることを理解し、これに同意するものとします。

サプライチェーン内での負担に関する議論の情報整理：②交渉へのサプライヤーの関与

- 特許補償の有無、ライセンス交渉へのサプライヤーの関与について、様々な形態が存在（特許庁調査研究ヒアリング ※）。
- ライセンス料の負担、その他の観点についても、様々な意見が存在する（特許庁ライセンス交渉手引き、特許庁調査研究ヒアリング）。

【② 交渉へのサプライヤーの関与（「特許庁調査研究ヒアリング」より抜粋）】

□ 最終製品メーカーが交渉主体、サプライヤーは交渉に協力

- 最終製品メーカーであるので矢面に立つのは我々だと承知しているが、技術的知見は部品メーカーの方が有しており、部品メーカーにも協力してもらうようにする。（電気機器（特許権者／実施者）、（機械（実施者））
- 部品メーカーを介さず紛争を勝手に解決すると、場合によっては、補償が受けられなくなるという条項が契約にあるため、勝手に対応することはしない。（電気機器（特許権者／実施者）、情報・通信（実施者））

□ サプライヤーが直接交渉

- 特許侵害の警告を受けた場合、特許補償契約に則ってしかるべき責任を部品メーカーに取ってもらうよう、権利者に話し、部品メーカーに義務があることを説明して、権利者と部品メーカーとで話し合ってもらうようにする。（電気機器系（特許権者／実施者）、情報・通信（実施者）、輸送用機器（実施者））
- 部品で閉じるような内容であれば、その技術に精通しているサプライヤと話をすべきであると権利者に伝えている。（輸送用機器（実施者））

※ 下記出典の報告書中で行われた、実務経験者等への国内ヒアリング調査。様々な業種（情報・通信、電気機器、輸送用機器等）、立場（権利者/実施者）の実務経験者、のべ30者を対象とした（平成30年度は20者、令和元年度は10者）。

（出典）「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」（平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許を巡る国内外の動向について（裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態）の調査研究報告書」（令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（特許庁、平成30年6月5日）を基に経済産業省作成

サプライチェーン内での負担に関する議論の情報整理：③ライセンス料の負担

- 特許補償の有無、ライセンス交渉へのサプライヤーの関与について、様々な形態が存在（特許庁調査研究ヒアリング ※）。
- ライセンス料の負担、その他の観点についても、様々な意見が存在する（特許庁ライセンス交渉手引き、特許庁調査研究ヒアリング）。

【③ ライセンス料の負担（「特許庁ライセンス交渉手引き」より抜粋）】

- ❑ 最終製品メーカーが主体となって交渉したライセンス料が、部品価格に比べ過大であっても、サプライヤーは負担を求められる可能性がある。
- ❑ サプライヤーが過大な負担を負うことを避けるよう、特許権の請求範囲の発明の本質部分に応じて、サプライチェーン内のライセンス料の配分を決めるべきとの意見がある。
- ❑ サプライヤーがライセンス交渉に関与する機会を与えられなかった場合には、サプライヤーはライセンス料を負担する責任はない旨の条項を、特許補償契約に盛り込むことが合理的という意見がある。
- ❑ サプライヤーは部品価格に応じた相当額以上を負担する責任を負わない旨の条項を、あらかじめ盛り込むことが合理的という意見、サプライヤーにライセンス料を負担させるのであれば、部品価格をSEPの技術的価値を反映した額にすることが妥当であるという意見がある。

※ 下記出典の報告書中で行われた、実務経験者等への国内ヒアリング調査。様々な業種（情報・通信、電気機器、輸送用機器等）、立場（権利者/実施者）の実務経験者、のべ30者を対象とした（平成30年度は20者、令和元年度は10者）。

（出典）「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」（平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許を巡る国内外の動向について（裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態）の調査研究報告書」（令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（特許庁、平成30年6月5日）を基に経済産業省作成

サプライチェーン内での負担に関する議論の情報整理：④その他

- 特許補償の有無、ライセンス交渉へのサプライヤーの関与について、様々な形態が存在（特許庁調査研究ヒアリング ※）。
- ライセンス料の負担、その他の観点についても、様々な意見が存在する（特許庁ライセンス交渉手引き、特許庁調査研究ヒアリング）。

【④ その他（「特許庁調査研究ヒアリング」より抜粋）】

- 特許補償は、特許ライセンスにおける直接的な問題ではなく、ビジネス上の問題である。実施者側である自動車業界における商習慣（サプライヤーが自動車メーカーに対して特許補償を負うこと）までを考慮して、ライセンスポイントやロイヤルティを考えるとすることを権利者側が負う義務はないと考える。（国内、企業）
- 自動運転技術が普及することになれば、サービス事業者に対して、自動車メーカーが特許補償を負う構造となるかもしれない。そのような構造になることも踏まえて、これまでの自動車業界における商習慣を考え直さなければならぬところにきているのではないだろうか。（国内、企業）

※ 下記出典の報告書中で行われた、実務経験者等への国内ヒアリング調査。様々な業種（情報・通信、電気機器、輸送用機器等）、立場（権利者/実施者）の実務経験者、のべ30者を対象とした（平成30年度は20者、令和元年度は10者）。

（出典）「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」（平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許を巡る国内外の動向について（裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態）の調査研究報告書」（令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（特許庁、平成30年6月5日）を基に経済産業省作成

委員・産業界からのご意見

- サプライチェーン内での負担は、個々の事情で異なっており、特許ライセンスというよりビジネスの問題。この論点を抜き出してルール化するのは適切ではなく、個別にサプライチェーン内で検討すべき課題。
- 特許補償の有無や条件は、企業同士の力関係で決まる部分が多い。
- サプライチェーン内に権利者が含まれることも想定され、サプライチェーン毎に事情が全く異なる中で、一律に負担の在り方を決めることは難しいのではないかと。
- サプライチェーン内の弱者をサポートするような意見はあっても良いが、単一のルールを決めることは難しい。
- サプライチェーンは非常に複雑であるため、ガイドライン策定などのゴールを決めるのではなく、検討の前提として、契約や商流などの事実関係を押さえることが重要ではないか。その際には、サプライチェーン内の各プレイヤーが所属する業界団体からの情報提供も有益ではないか。
- 将来的には既存の取引ガイドラインの改訂を検討しても良いと考えるが、産業の発展という大所高所から考えると、そのタイミングは今ではなく、日本の産業が力を回復させた後ではないか。
- サプライチェーン内の負担に関する交渉の手引きを検討することは、あり得るのではないかと。
- 特許補償条項により、サプライチェーン内での負担について踏み込んだ議論ができないという閉塞状態に陥ってしまい、交渉が後手となってホールドアウトと指摘される事例もある。
- 特許補償について、最近では、SEPを補償対象外とする契約が散見される。
- 特許の実施により得られる利益に応じて負担配分を行うことが望ましいため、サービス事業者等を含めた負担配分の問題を議論するのが一つの方向性。

委員・産業界からのご意見

- 特許補償を行わず、自社製品における自社特許の実施分も含めて、下流から特許料を回収する半導体企業がいる。
- 一方的に特定のレイヤーの企業に負担を求めるのではなく、上記のような半導体企業など本来責任を負うべき企業が負担することが重要。1つの方法としては、特許庁の判定制度の中で、特許の必須性の判定に加えて、特許の特徴の特定も行うという方法があるのではないか。
- 特許庁の判定制度は、特許の特徴の特定を行うという制度変更をしなくとも、サプライチェーン内での負担配分の議論に利用することは可能ではないか。むしろ、本判定制度の手引き等や判定結果を英文化して公表することにより、海外に対して本制度を宣伝すべきではないか。

今後の検討の方向性

- 特許補償などサプライチェーン内での負担の在り方については、個々の事情によって大きく異なり、単一のルールを決めることは難しいとの意見もあることから、政府としては、より大きな方向性（半導体の供給からサービスの提供まで含めた商流全体での負担配分 等）についての検討や事実関係の把握に取り組むことが重要。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

（１）ＳＥＰの重要性の高まり

（２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

（１）異業種間ＳＥＰライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

（２）交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

（３）パテントプールについて

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

（５）サプライチェーン内での負担について

（参考資料１）標準化とＳＥＰ

（参考資料２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向（詳細）

標準化とSEP：標準化とその意義

- 電気電子・情報通信等の分野においては、異なる製品間の接続方式や情報伝達方式等について共通の事項を定める標準化の取組が積極的に行われている。
- 標準化された規格（標準規格）が広く普及することは、製品間での相互接続性の確保や、新規参入の増加等を通じて、結果的に、イノベーションの促進や消費者便益の向上に繋がる可能性がある。

【標準化と標準規格の定義】

□ 標準化 (Standardization)

自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること。

□ 標準規格 (Standards)

標準化によって制定される取決め。

【標準化の事例】

- 標準化は多様な分野で行われているが、その中でも標準必須特許（SEP）の取引が活発に行われている標準規格の例としては、以下が挙げられる。

- 動画圧縮標準規格（DVD 等）
- モバイル通信規格（スマートフォン 等）
- 無線LAN規格（ノートパソコン 等）
- 急速充電規格（電気自動車 等）

【製品・サービスの標準化の長所】

✓ 市場創造・拡大

- ・標準化によって、一定の水準の製品・サービスを提供する事業者が増え、当該市場が拡大する可能性がある。

✓ 市場の安定

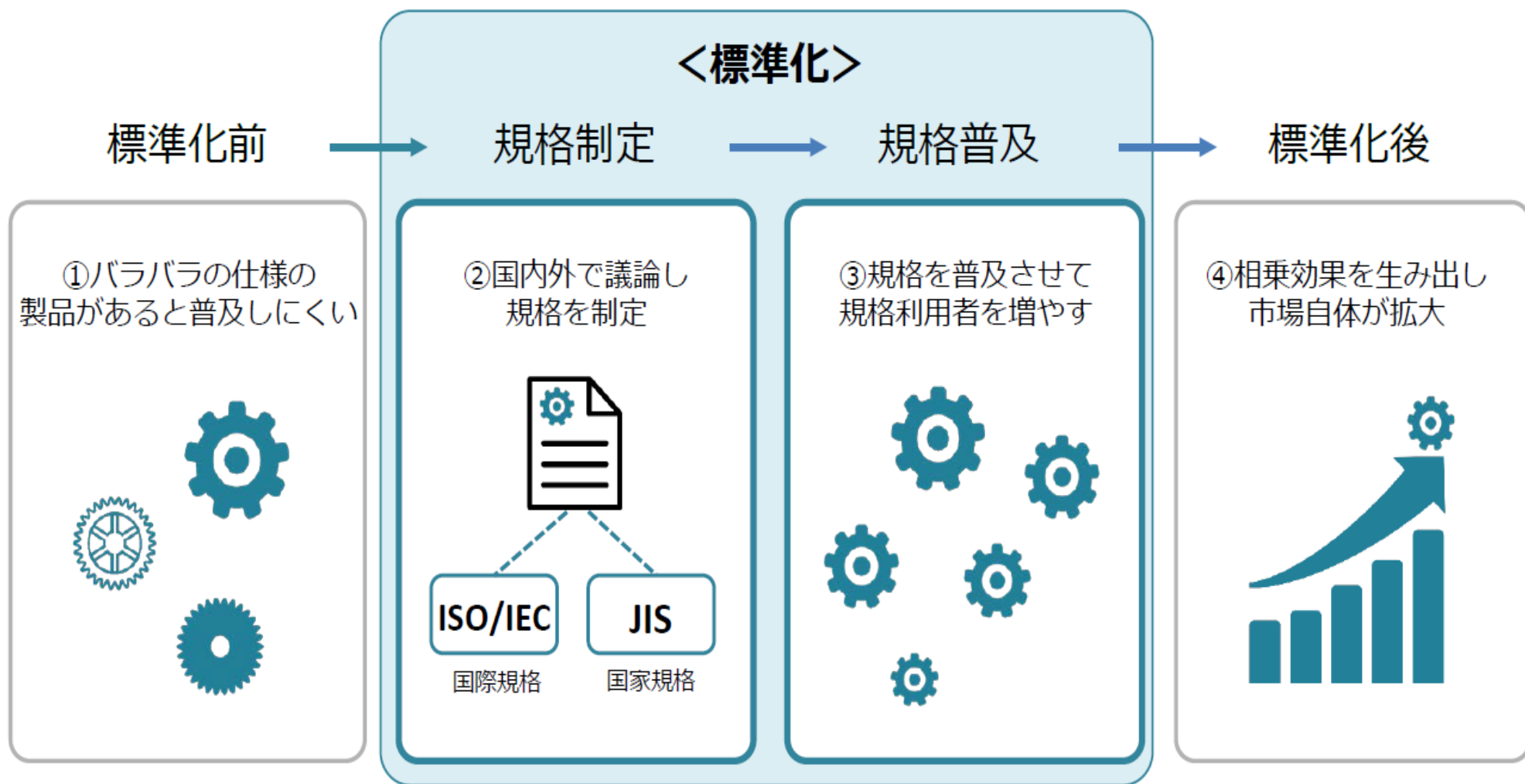
- ・標準化によって、粗悪品や類似商品の排除、製品・サービスの質の保証が実現される可能性がある。

✓ 競争領域の限定

- ・標準化された領域では差別化が難しくなるため、非標準領域にリソースを重点配分できる可能性がある。(※)

※製品・サービスの品質の測り方が標準化される場合は、測り方は差別化が難しくなるが、測られる対象となる品質において差別化が可能となる。

(参考) 標準化のイメージ



標準化とSEP：SEPの定義とFRAND宣言

- 国際的な標準規格の普及により、標準規格で規定された機能等を実現する上で必須の特許である「標準必須特許」（SEP）が登場。
- SEPに基づく権利行使を行う場合、SEP権利者は、自らが保有するSEPを合理的・非差別的な条件（FRAND条件）の下でライセンスすることを、標準化団体に対して事前に宣言する（FRAND宣言）必要がある。

※ FRAND宣言される特許には、当該規格について必須性を満たさないものもあるとされる（「SEP」と「SEPとして宣言される特許」は必ずしも一致しない）が、本報告書では区別せずにSEPと呼ぶ。

【標準必須特許とFRAND宣言】

□ 標準必須特許（SEP：Standard-Essential Patent）

標準規格で規定された機能、効用を実現するために必須となる特許。

□ FRAND宣言（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）

合理的・非差別的な条件（FRAND条件）の下で、実施者へのライセンスを行うという宣言。標準化機関のメンバーは、制定予定の標準規格に係わる必須特許を所有している場合には、対象特許の詳細と、当該機関のIPRポリシーに沿った「IPR宣言書」を標準化機関に提出する。

※当該宣言に伴う義務は、SEPの譲渡により権利者が変わった場合であっても、全ての譲受人に引き継がれることが一般的（ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通パテントポリシー、IEEEパテントポリシー、デュッセルドルフ高等裁判所判事（Unwired Planet対Huawei事件、2019年）等）。

（参考）標準化機関の I P R ポリシー

【国際電気通信連合（ITU）、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）】

- 国際標準化機関であるITU、ISO及びIECは、2007年にIPR ポリシーを統一し、「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許ポリシー」を制定。当該共通IPRポリシーでは、標準化機関のメンバーが必須特許宣言を行う場合、下記のOptionのいずれかを選択した宣言書を標準化機関に提出することが定められている。

＜ITU、ISO、IECへの宣言書における選択肢＞

- Option-1 : FRAND条件で無償ライセンス
- Option-2 : FRAND条件でライセンス
- Option-3 : Option-1もOption-2も選択しない

※Option-3の場合、当該特許の技術内容を回避するよう標準規格書を修正又は標準化を断念。

【欧州電気通信標準化機構（ETSI）】

- 欧州の地域標準化機関であるが、モバイル通信規格（3G、4G、5G 等）に関するSEPのデータベースが最も充実しており、モバイル通信規格のSEPについて多くの宣言がなされている。ETSIの特許ポリシーでは、ETSIの事務局長が、標準規格に必須の特許における取消不能なライセンスをFRAND条件で許諾する用意があることを示す書面を所有者に求めるものとされている。

【米国電気電子学会（IEEE）】

- 米国の電気工学・電子工学分野の学会であるIEEEは、内部に標準規格策定部門を有している。IEEEのIPRポリシーでは、特許権者等は以下のいずれかを選択した宣言書を提出することが定められている。

＜IEEEへの宣言書における選択肢＞

- a. 無償でライセンスする
- b. FRAND条件で有償ライセンスする
- c. 権利行使しない
- d. ライセンスする意思がない

標準化とSEP：SEPの必須性

- FRAND宣言される特許には、当該規格について必須性を満たさないものもあるとされる。
- 標準化機関は、宣言されたSEPの必須性を判断せず、権利者・実施者間のライセンス交渉に任せている。背景には、費用負担や評価結果に関する責任の所在、独禁法違反のリスクなどの問題があるとされている。

【標準化機関が公表している免責事項】

□ ETSI

公開声明において、ETSI事務局はライセンス交渉には関与しないことが明記されている。

□ IEEE

パテントポリシーにおいて、IEEE事務局の免責事項として以下の項目が記載されている。

- ライセンスが必要となる可能性のある必須特許クレームの特定
- 特許クレームの有効性、本質性、または解釈の決定
- ライセンス契約で提供されているライセンス条件が合理的であるか差別的でないかの判断
- 実装が標準準拠であるかどうかの判断

【標準化機関による必須性判定に関する課題】

□ 費用負担

標準化団体内には、SEPの必須性を判断できる人材がほとんど存在しない。外部委託する場合、多数の特許（LTE規格は約25,000件）の評価費用（数百万程度／件）を誰が負担するかという課題があるとされている。

□ 評価結果の責任の所在

訴訟において評価結果が否定された場合に誰が責任を負うのかという課題があるとされている。

□ 独禁法違反のリスク

標準化団体がライセンス料の算定方法やライセンス先の在り方について判断することは、独禁法違反となるリスクがあるとされている。

(参考) S E P の必須性評価

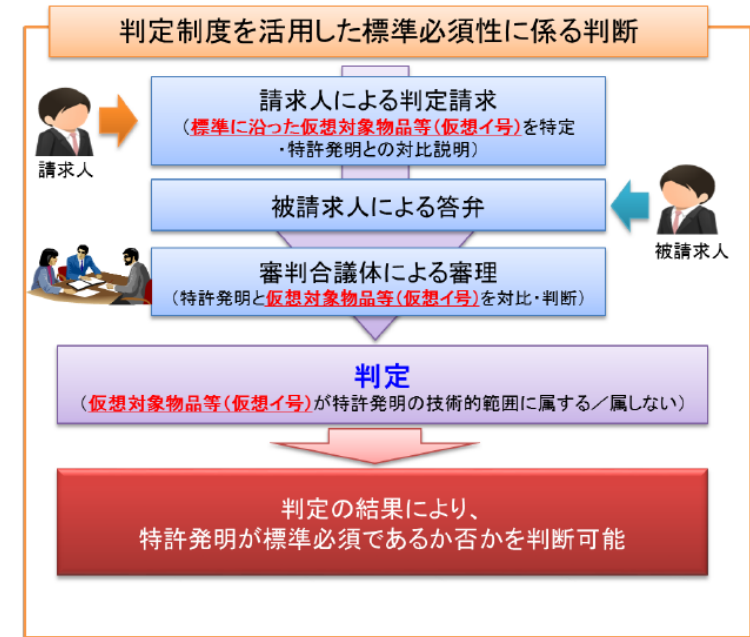
- 日本には、S E P の必須性を特許庁が評価する仕組みが存在。欧州でも、S E P の必須性評価に関する制度創設の検討が進められている。

【特許庁における S E P の必須性判定制度】

- 特許法に基づく判定制度（請求に応じて、特許権の設定に関与した特許庁が、その特許発明の技術的範囲について中立・公平な立場から公的な見解を表明する制度）において、標準必須性に係る判断のための判定を請求することが可能。

<制度の特徴>

- 高度な専門性を有する 3 名の審判官による審理
 - 中立・公平な立場での判断
 - すばやい結論（最短で3ヶ月）
 - 安価な費用（判定請求料は 1 件 4 万円）
- ※行政サービスの一種であり法的拘束力はない



【欧州における S E P の必須性評価の検討】

- 欧州委員会は、知的財産に関する行動計画（2020年11月）において、SEPライセンスに関する法的確実性の向上と訴訟費用の削減の観点から、第三者による独立したSEPの必須性確認制度の創設を検討するとしており、同日、SEPの必須性評価に関するパイロットスタディに関する報告書が公表されている。
- 欧州委員会が設置した専門家グループの活動報告書（2021年1月）でも、標準規格の承認後、SEP権利者から宣言されたSEPの必須性を独立した機関（例：欧州特許庁のような特許庁又は公認法律事務所等）が確認する方法について、一部のメンバーより提案があったとされている。

【目次】

1. 本資料の位置付け

2. 検討の背景

（１）ＳＥＰの重要性の高まり

（２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

3. 検討事項と検討結果

（１）異業種間ＳＥＰライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

（２）交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

（３）パテントプールについて

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

（５）サプライチェーン内での負担について

（参考資料１）標準化とＳＥＰ

（参考資料２）ＳＥＰライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向（詳細）

2000年代の主要動向

□ SEPに関する政策等の動向

なし

□ 標準化機関の動向

公的な国際標準化機関（ITU、ISO、IEC）は、標準規格策定を円滑化するため、共通パテントポリシーを策定（2007年）。

□ SEPに関する裁判事例、当局の措置例

➤ 欧州

- 欧州委員会が、複数の携帯端末・半導体メーカーの申立てに基づき、Qualcommを競争法違反の疑いで調査（2007年開始、2009年打ち切り）。

➤ 米国

- 連邦最高裁が、差止請求が認められるための4要素を判示（eBay対MercExchange、連邦最高裁、2006年）。
- 連邦地裁が、Qualcommが標準策定にあたっての情報開示義務に違反したと認定（Broadcom対Qualcomm、連邦地裁、2007年）。

➤ 韓国

- 韓国公正取引委員会が、Qualcommと携帯端末メーカーのライセンス契約における条件が優越的地位の濫用・不公正な取引行為にあたるとして課徴金を決定（2009年）。

➤ 日本

- 公正取引委員会が、Qualcommと携帯端末メーカーのライセンス契約における条件（NAP（Non-assertion of patents provision）条項）について、排除措置命令を発出（2009年）。後に、排除措置命令を取消（2019年）。

2010年代前半の主要動向

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 米国

- 連邦取引委員会（FTC）がホールドアップを問題視。差止請求権行使の可否にあたっては、FRAND宣言がなされていることを考慮すべきとした（The Evolving IP Marketplace: Aligning Patent Notice and Remedies With Competition、FTC、2011年）。

□ SEPに関する裁判事例、当局の措置例

➤ 米国

- 裁判所がSEPのライセンス料率を初めて判断。Motorolaが2.25%のライセンス料率を要求したのに対して、裁判所は2桁以上低い料率（0.001～0.009%）を決定（Motorola対Microsoft、連邦地裁、2013年）。
- 合理的なロイヤルティには複数の算定方法があり得ること、FRAND宣言が差止請求を直ちに禁ずるものではないこと等を判示（Apple対Motorola、連邦巡回区控訴裁、2014年）。
- EMV（全体市場価値）を合理的なロイヤルティの算定基礎と得ること等を判示（Ericsson対D-Link、連邦巡回区控訴裁、2014年）
- 合理的なロイヤルティには複数の算定方法があり得、必ずしもSSPPU（最小販売可能特許実施単位）に基づいて算定しなければならない訳ではないこと等を判示（CSIRO対Cisco、連邦巡回区控訴裁、2015年）。

➤ 韓国

- SamsungのSEPに基づき、Apple製品の販売差止を容認（Samsung対Apple、ソウル中央地方法院、2012年）。後に、控訴審の審理中に和解。

➤ 日本

- SamsungのSEPに基づく差止請求は、「特許法の目的である産業の発展を阻害する」として認容せず。また、損賠賠償請求は、「FRAND条件でのライセンス料相当額を超える部分は権利濫用だが、ライセンス料相当額の範囲内なら権利濫用にあたらぬ」と判示し、ライセンス料相当額の損害賠償（995万円5,854円（推定料率：0.0023%））を認容（Apple対Samsung、知財高裁、2014年）。

2010年代後半の主要動向①

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 欧州

- 欧州委員会が、欧州議会等に向けたコミュニケーション（連絡）の形式で、公正かつバランスのとれたSEP関連制度を構築するためのガイダンスを公表（Communication from the Commission to the Institutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents、欧州委員会、2017年）。
- 欧州委員会が、特にIoT技術分野にフォーカスして対策を検討するためのSEPに関する専門家グループ（SEPs Expert Group）を設立（2018年）。
- 欧州議会が、上記コミュニケーションで提案されたアプローチの有効性を検証し、Huawei対ZTE（欧州連合司法裁判所、2015年）で示された交渉の枠組みが、全ての利害関係者の利益を効果的に満たしているかを評価する報告書を発出（Standard Essential Patents and the Internet of Things、欧州議会、2019年）。

➤ 米国

- 司法省/特許商標庁が、①特許法・契約法に、SEPに特定の評価方法を要求する規定や、ライセンスを部品と関連させて算出することを求める規定はないこと、②厳格なSSPPU（最小販売可能特許実施単位）ルールは、イノベーションへのインセンティブを弱体化させる恐れがあると表明（HTC対Ericsson控訴審へのアミカスキュリエ、2019年）。
- 特許商標庁/国立標準技術研究所/司法省が、司法省/特許商標庁による2013年の政策声明（SEPに基づく差止めが制限される可能性がある旨を記載）を撤回し、①FRAND宣言は特定の救済策の妨げとなる必要は無く、②正当な理由があれば、SEP侵害に対して差止めを含む全ての救済が利用可能である、との政策声明を発表（Policy Statement on Remedies for Standards-Essential Patents Subject to Voluntary F/RAND Commitments、2019年）。

➤ 中国

- 北京市高級人民法院が、SEPに関する誠実交渉義務等を記載したガイドラインを発表（特許権侵害判定のガイドライン、2017年）。
- 広東省高級人民法院が、通信分野のSEP紛争案件の審理に適用され、その他の分野のSEP紛争案件に参照適用されるガイドラインを発表（標準規格必須特許紛争事件の審理に関する業務ガイドライン（試行）、2018年）。

➤ 韓国

- 韓国公正取引委員会が、SEPに関する誠実交渉義務等を記載した審査指針を発表（知的財産権の不当な行使に対する審査指針、2019年）。

➤ 日本

- 公正取引委員会が、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（知的財産ガイドライン）の改定版を発表（2016年）。
- 特許庁が、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（ライセンス交渉手引き）を発表（2018年）。

2010年代後半の主要動向②

□ 標準化機関の動向

IEEEとITUは、FRAND宣言の考え方を明確化するため、IPRポリシー等を改訂。IEEEでは、改訂後も一部の企業から反対が示されている。

➤ IEEE

- 以下のような内容を盛り込む形で、パテントポリシーを改訂（2015年）。
 - ✓ 合理的実施料率の算定において、発明的特徴が特許発明を実施する最小販売規格適合製品に貢献する価値を考慮すること（SSPPU（最小販売可能特許実施単位）の採用を示唆）、同じ標準規格の全SEPが貢献する価値を勘案した上でSEPの価値を考慮すること（トップダウン型アプローチの採用を示唆）
 - ✓ 差止請求は原則的には認めないこと（実施者が裁判所の判決や裁定に従わない場合を除く）
 - ✓ FRAND宣言の義務は必須特許の全ての譲受人、移転先を拘束すること
 - ✓ FRAND宣言者は互惠主義を選択できること 等
- 改訂後、当該改訂に反対する企業等が、米国内の標準化機関を管理する米国国家規格協会（ANSI：American National Standards Institute）に対して異議申し立て。
当該改訂に反対する企業の中には、2015年改訂に従う意思がなく、改訂前のパテントポリシーに従ってFRAND宣言を行う意思を表明する企業や、承認済みの標準規格について、特許をライセンスしないとして宣言書を出し直す企業も出た。その一方で、2015年の改訂前に提出した宣言書について、改訂パテントポリシーの写しを添付して宣言書を再提出（再提出は義務ではない）するなど、改訂への賛成表明とも理解できる行動を起こす企業も出た。
- こうした事態を踏まえ、IEEEは、2015年の改訂パテントポリシー発効日以前に標準化作業が始まった標準規格については、2015年改訂前のパテントポリシーに従うことを認めた。

➤ ITU

- ISOとIECの意見も反映の上、ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通パテントポリシーに基づくFRAND宣言に伴う義務は、全ての譲受人を拘束するものであること等を盛り込む形で、パテントポリシーガイドラインを改訂（2015年）。

2010年代後半の主要動向③

□ SEPに関する裁判事例、当局の措置例

➤ 欧州

- 欧州連合司法裁判所が予備的判決において、SEPに基づく差止請求訴訟が競争法違反に該当しない場合の判断基準として、当事者間の誠実なライセンス交渉の枠組み（以下、CJEU判決の枠組み）を提示（Huawei対ZTE、欧州連合司法裁判所、2015年）。
- 上記予備的判決以降、差止請求訴訟については、基本的にCJEU判決の枠組みの下で交渉過程を検討する判決が続いた（Unwired Planet対Huawei（英国控訴院、2018年）、Sisvel対Haier（デュッセルドルフ高裁、2017年）、Tagivan（MPEG-LA）対Huawei（デュッセルドルフ地裁、2018年）、Philips対Wiko（カールスルーエ高裁、2019年）等）。
- 類似する状況にある実施者に対して常に同一のライセンス条件である必要はなく、FRANDなライセンス条件は複数あり得ること等を判示（Unwired Planet対Huawei、英国控訴院、2018年）。
- 実施者がライセンス条件の非差別性を評価できるよう、権利者は実施者に対して、同じSEPを対象とする既存のライセンス契約の有無と、既存の契約がある場合には、そのライセンス条件を開示する義務があると判示（Unwired Planet対Huawei、デュッセルドルフ高裁、2019年）。
- Nokiaが、モバイル通信規格を採用したDaimlerの自動車が、自社のSEPを侵害するとして、ドイツの複数の地裁（ミュンヘン、マンハイム、デュッセルドルフ）に提訴。

DaimlerのサプライヤーであるContinentalは、AVANCI及びその会員企業をFRAND違反でカリフォルニア連邦地裁へ提訴するとともに、ドイツでの上記訴訟を停止させるよう要求する外国訴訟差止命令（ASI）の発行を申し立て。これに対して、Nokiaが、同申立てを禁ずるよう要求する暫定差止命令（AASI：Anti-ASI）の発行をミュンヘン地裁に要求し、ミュンヘン地裁はこれを容認（ドイツ初のAASI）（2019年）。

➤ 米国

- FRAND宣言後の誠実交渉義務について判示。Motorolaが提示したロイヤルティが高額だったこと、差止請求訴訟を提起した時期にFTCがMotorolaを調査していたこと等を踏まえ、当該差止請求訴訟は誠実公平義務に違反したと判示（Microsoft対Motorola、連邦第9巡回区控訴裁、2015年）。

➤ 中国

- 過重なライセンス料率が業界の正常な利益レベルを超えることを避けなければならないとしつつ、Huaweiが提示したライセンス料率はFRAND条件に合致していると判断。Samsung製品の差止を容認（Huawei対Samsung、広東省深セン市中級人民法院、2018年）。
- 国家発展改革委員会が、Qualcommが競争法に違反（市場支配的地位の濫用行為）したとして、60億8800万元（約1150億円）の制裁金を賦課（2015年）。

➤ 韓国

- 韓国公正取引委員会が、Qualcommが競争法に違反（市場支配的地位の濫用行為）したとして1兆300億ウォン（約1000億円）の制裁金支払いと是正措置を命令（2017年、最高裁で審理中）。

（参考）欧州連合司法裁判所予備的判決に基づく誠実な S E P ライセンス交渉の枠組み

【欧州連合司法裁判所の予備的判決に基づく誠実な S E P ライセンス交渉の枠組み】

1. S E P 権利者が、被疑侵害者に対して、裁判所に訴えを提起する前に警告を行い
2. 被疑侵害者が、F R A N D 条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明し
3. S E P 権利者が、具体的なライセンス条件を提示し
4. 被疑侵害者が、S E P 権利者からの申し出を拒絶する場合には対案を提示する
5. 当事者間でライセンス交渉が合意しなかった場合には、ライセンス料等の決定を裁判所等に求めることができる

＜参考＞欧州連合司法裁判所による予備的判決の主文

1. 標準化機関が策定した規格に必須の特許を所有する特許権者が、標準化機関に対してFRAND条件による標準必須特許のライセンスを第三者に許諾する旨の取り消し不能な確約を行っている場合であって、その権利者が当該必須特許の侵害の差止め又は当該標準必須特許を使用して製造された製品の市場からの回収を求める訴訟を提起しても、以下の条件を満たす限りにおいては、反競争的行為を禁じる欧州連合の運営に関する条約（TFEU）102条下で支配的地位を濫用すると解釈してはならない。
 - 標準必須特許権者が訴訟提起に先立ち、まず被疑侵害者に対して、侵害されている標準必須特許を指定し、その侵害の態様を特定することによって侵害警告を行い、次に、被疑侵害者がFRAND条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明した後に、標準必須特許権者がロイヤルティやその算出法を特定した書面による具体的な申し出を被疑侵害者に提示した場合であって、かつ
 - 被疑侵害者が当該標準必須特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申し出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答する（この点は、客観的要素に基づいて立証されなければならないと、とりわけ遅延戦術の意味合いを含まないものでなければならない）のを怠っていた場合。
2. TFEU102条は、支配的地位にある事業体が、FRAND条件でのライセンス許諾を標準化機関に約束した標準必須特許を所有しながら、その標準必須特許の被疑侵害者に対して侵害訴訟を提起し、過去の使用料支払いと損害賠償を求めることを禁止していないと解釈しなければならない。

2020年以降の主要動向①

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 欧州

- 欧州委員会は、知的財産に関する行動計画において、SEPライセンスの透明性と予見可能性を向上させる方針を記載（Action Plan on Intellectual Property to strengthen EU's economic resilience and recovery、欧州委員会、2020年11月）。
- 欧州委員会が設置した専門家グループが、活動報告書を公表。今後、SEP権利者及び実施者が、IoTを巡る状況の複雑さに起因する取引コストの増大、透明性の低下、不確実性の増大などの大きな課題に直面する可能性があるとし、主要な問題の分析とその改善提案を提示。ただし、全てのメンバーが当該問題及び提案に同意している訳ではないとしている（Contribution to the debate on SEPs、SEPs Expert Group、2021年2月）。
- 欧州委員会が、「標準必須特許の新たな枠組み」に関するイニシアチブとして、SEPライセンスが透明性・予見可能性・効率性を欠いていることを踏まえ、公正でバランスの取れたライセンスの枠組みを構築する計画を発表。本イニシアチブは、立法措置と非立法措置を組み合わせる可能性があるとされており、行為の種類は規則の提案（Proposal for a regulation）とされている。また、今後、ロードマップの作成、パブリック・コンサルテーション（2021年第3四半期）、規則の提案に関する欧州委員会の採択（2022年第4四半期）等が行われる予定とされている（Intellectual property – new framework for standard-essential patents、欧州委員会、2021年7月）。
- ドイツ連邦議会及び連邦参議院が、改正特許法案を可決。特許法における特許権侵害に対する差止請求権の規定（第139条（1））には、個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨、また、そのような場合には被侵害者は相当の金銭的補償を受けなければならない、また、このことが同条（2）の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を追加（2021年6月）。今後、大統領による署名を経て公布・施行される予定。

2020年以降の主要動向②

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 米国

- 司法省が、AVANCIに対するビジネスレビューレーターを公表。AVANCIの5Gプラットフォームについて、実際の運用を踏まえて競争法に基づき異議を唱える権利を保留しつつ、競争を阻害する恐れはないとの結論（2020年7月）。
- 司法省が、IEEEに対するビジネスレビューレーターを公表。2015年のIEEEパテントポリシー改訂に際して出したビジネスレビューレーターが、IEEEの特許ポリシーを承認したものとして誤って解釈・引用されており、また当該レターの内容は近年の法制や政策の進展を踏まえると時代にそぐわないとした上で、①SEP権利者による差止請求権は失われていないこと、②合理的なロイヤルティを算定する正しい方法は1つでないこと、③ホールドアウトからSEP権利者が保護されること等を明確化（2020年9月）。
- バイデン大統領が、「米国経済の競争促進のための大統領令」に署名。特許権の範囲を超えた市場支配力の反競争的な拡大の可能性を回避し、標準策定プロセスの濫用を防止するため、特許商標庁/国立標準技術研究所/司法省による2019年の政策声明の改訂の検討を含めて、知的財産法と競争法の交錯領域に関する考え方の見直しを検討することとされた（2021年7月）。

➤ 中国

- 中国競争当局（SAMR）が、「知的財産権分野の独禁ガイドライン」を公布。SEP権利者が市場支配的地位を持つかどうかを判断する際の考慮基準を記載（2020年9月）。
- 北京高級人民法院が、「標準規格必須特許訴訟における法的問題と対策に関する調査報告書」を発表。SEP訴訟の法的問題について、典型的なケースを分析（2020年10月）。
- 知的財産分野に限らない動きとして、中国商務部は、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」を公布し、即日施行。外国の法律・措置により、中国企業等と第三国の企業等との正常な取引が妨げられた場合に適用され、中国政府が不当な域外適用と判断した場合は、中国企業等が当該法律・措置に従わないよう禁止令を出せること、報告義務違反や禁止令違反への罰則等を規定（2021年1月）。また、外国からの制裁に対する中国の対抗措置を定めた反外国制裁法が、全国人民代表大会常務委員会で可決され、成立し、即日施行。「外国が国際法および国際関係の基本的な規範に違反し、さまざまな口実もしくはその国の法律に基づき、中国に対して抑止・抑圧をし、中国公民および組織に差別的な制限措置を講じ、中国の内政に干渉する場合」について、中国は相応の対抗措置を取る権利を有すると定め、具体的な対抗措置の内容として、対象主体に対する「ビザの発給拒否、入国拒否、ビザの取り消しもしくは国外追放」や「中国内の動産、不動産およびその他各種の財産の差し押さえ、押収、凍結」などの措置を規定（2021年6月）。

➤ 日本

- 経済産業省が、「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」を発表（2020年4月）。

2020年以降の主要動向③

□ SEPに関する裁判事例

➤ 欧州（ドイツ）

- ドイツ最高裁が、初のSEP関連判決。ライセンス交渉過程について、両当事者がCJEU判決の枠組みに則って誠実交渉義務を果たしていたかが争われた結果、SEP権利者による差止請求を容認。
権利者がクレームチャートを示して侵害の事実を伝えることは義務ではないこと、実施者は無条件にFRANDライセンスを受ける意思の表明をする必要があること、無差別要件は実施者に最も有利な過去のライセンス条件と同一のライセンス条件の申し出を要求するものではないこと等を判示（Sisvel対Haier、ドイツ最高裁、2020年5月）。
- マンハイム地裁が、SEP権利者によるモバイル通信規格を採用した自動車の差止請求を容認。Nokiaからの侵害通知に対して、サプライヤーをライセンス先として交渉すべきである旨を返答し、その後約2年間交渉を行わなかったDaimlerについて、ライセンスを受ける意思がなかったと認定（Nokia対Daimler、マンハイム地裁、2020年8月）。
- ミュンヘン地裁が、上記Nokia対Daimlerと類似の判示（Sharp対Daimler、ミュンヘン地裁、2020年9月）。
- デュッセルドルフ地裁が、①SEP権利者がサプライヤーからの求めに応じて、サプライヤーに対して優先的にライセンスする義務（License to Allの義務）の有無と、②過去のCJEU判決の要件の具体化について、欧州司法裁判所への質問付託を決定（2020年11月）。その後、当事者間での和解によりデュッセルドルフ地裁への訴えが取り下げられたため、CJEUへの質問付託も取り下げられた（2021年6月）。
- ドイツ最高裁が、2度目のSEP関連判決。2020年5月の判決と同様に、SEP権利者による差止請求を容認。
実施者が支配的地位の濫用の抗弁を主張するには、ライセンスを受ける意思を継続して客観的に示すことが求められること、CJEU判決の枠組みを尊重しつつも、支配的地位の濫用に当たる行為か否かの判断に際しては、事案に応じてより厳しい又はより緩やかな交渉義務が正当化される場合もあること等を判示（Sisvel対Haier、ドイツ最高裁、2020年11月）。
- カールスルーエ高裁は、SEP権利者による携帯端末メーカーWikoへの差止請求を容認。Wikoは、CJEUがデュッセルドルフ地裁からの質問に対する判決を下すまで訴訟を停止するよう求めたが、同高裁は不要と判断（Sisvel対Wiko、カールスルーエ高裁、2020年12月）。

➤ 欧州（英国）

- 英国最高裁は、ETSIがそのIPRポリシーに基づき作成した契約上の取決め（IPR宣言書によるFRAND宣言）は、英国裁判所に多国籍特許ポートフォリオのグローバルライセンスの条件を決定する管轄権を与えるものである（特許の有効性及び侵害の問題は特許権を付与した国の裁判所で決定される）、と判示。
併せて、非差別性の問題について、最も有利なライセンス条件と同等の条件でライセンスを供与する必要はない（非差別性の義務は、厳格なものではなく一般的なものである）こと、競争法の問題について、欧州司法裁判所の予備的判決で示された交渉手順に従うことは義務的なものではなく当該判決には状況に応じた柔軟性が組み込まれていること、救済の問題について、損害賠償は差止めの適切な代替とはならないこと等を判示（Unwired Planet対Huawei／Conversant対Huawei・ZTE、英国最高裁、2020年8月）。

2020年以降の主要動向④

□ SEPに関する裁判事例

➤ 中国等

- Huawei対ConversantのSEP関連訴訟において、Huaweiは、南京中級人民法院に対して、Conversantの中国特許の非侵害とライセンス料率の確認を求めて提訴し、同院は有効とされたSEPのライセンス料率を決定（2019年9月、Conversantは最高人民法院に上訴）。一方、Conversantは、デュッセルドルフ地裁に対して、Huaweiによる欧州特許の侵害訴訟を提起し、同地裁は侵害を認定して、ドイツでの差止を判示（2020年8月）。

最高人民法院は、Huaweiの求めに応じて、Conversantに対して同院の最終判決の前に当該差止判決の執行を申請してはならないこと等を命令（ASI）し、もし違反した場合には100万人民元（約1600万円）／日の過料を課すとした（2020年8月）。

- InterDigital対XiaomiのSEP関連訴訟において、Xiaomiは、武漢中級人民法院に対して、グローバルライセンス料率の決定を求めてInterDigitalを提訴（2020年6月）。一方、InterDigitalは、デリー高裁に対して、Xiaomiによるインド特許の侵害訴訟を提起（2020年7月）。

武漢中級人民法院は、Xiaomiの求めに応じて、InterDigitalに対して同院の最終判決までデリー高裁での差止請求の取下げ又は一時停止を命令（ASI）し、もし違反した場合には100万人民元（約1600万円）／日の過料を課すとした（2020年9月）。

これに対して、デリー高裁は、InterDigitalからの求めに応じて、Xiaomiに対して武漢中級人民法院の命令の執行の差止を求めるAASI（Anti-ASI）を発行（2020年10月）。

※ミュンヘン地裁と武漢中級人民法院の間でも、同様の事態に発展。

➤ 米国

- 連邦取引委員会（FTC）が競争法違反の疑いでQualcommを提訴した訴訟において、FTCの主張を認めた地裁判決を控訴審が破棄し、Qualcommの中核的な事業慣行を禁止する連邦地裁の差止命令を取り消し。
Qualcommには競合チップメーカーに対してライセンスする競争法上の義務はなく、携帯端末メーカーに対してのみライセンスする方針はシャーマン法違反ではないこと、QualcommがFRAND宣言に違反していたとしても、その救済は契約法又は特許法に基づいて行われるべきものであり、今回の（競争法上の）判断に影響しないこと等を判示（FTC対Qualcomm、連邦第9巡回区控訴裁判所、2020年8月）。

※原審（カリフォルニア連邦地裁、2017年）では、Qualcommのモデムチップに関する事業慣行（競合チップメーカーへのライセンスを拒否していること、携帯端末メーカーがライセンス条件に合意するまでモデムチップを販売しない「ノーライセンス・ノーチップポリシー」等）が競争法違反であるとし、当該事業慣行の見直しを求める差止命令を下していた。